

公立保育所民間活力 導入実施計画

平成28年3月

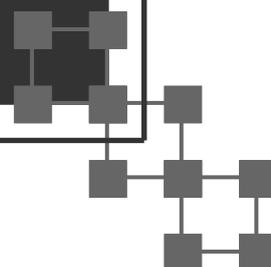
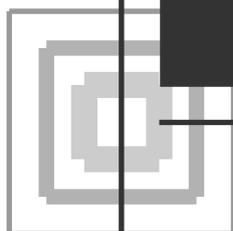
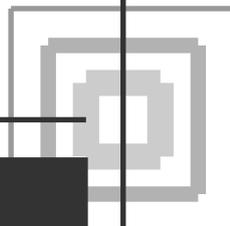
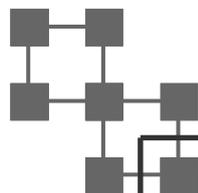
土 浦 市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	4
4 対象保育所.....	5
5 策定体制.....	5
第2章 公立・私立保育所の運営状況と課題.....	9
1 公立・私立保育所運営の現状と推移.....	9
2 公立保育所運営責任者が認識する設備・運営上の問題点.....	17
3 保育事業における課題の整理.....	17
第3章 公立保育所の現状等.....	23
1 公立保育所の現状等.....	23
第4章 民間活力導入の基本的な考え方等.....	49
1 民間活力導入の意義.....	49
2 民間活力導入の手法.....	49
3 民間活力を導入する際の条件.....	51
第5章 民間活力導入の具体的な内容.....	57
1 対象保育所の選定方法と移管時期.....	57
2 移管先の運営主体.....	58
3 移管先法人（事業者）の選定と移管の進め方.....	58
資料編.....	63
1 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会設置要綱.....	63
2 策定の経過.....	66

第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子育てをめぐる現状には、急速な少子化の進行や子育ての孤立感と負担感の増加、待機児童問題などの課題があります。これらの課題の解決と、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートしました。

本市においても、「子どもの笑顔があふれるまち 土浦」をキャッチフレーズに「質と量を重視した教育・保育及び地域子育て支援の充実」「子どもの育ちに応じた保健医療・福祉の推進」「子育て家庭を取り巻く環境の整備と市民協働の推進」の3つの基本理念に基づく「2015つちうらこどもプラン（土浦市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

本市が取り組む子ども・子育て支援施策における乳幼児保育関連事業では、私立保育所の定員増や認定こども園の整備等により受け入れ枠の拡充を図るとともに、多様な保育ニーズに応えるべく、延長保育、一時預かり、障害児保育等の特別保育事業を実施しています。これからも引き続き、保育所に求められる役割を担い、多様な保育ニーズに応えながら、より良い保育環境を築いていくためには、これまで以上に有効な人材活用と効果的な財源の使途を図ることが求められます。そのためにも、公立保育所の運営状況や運営経費の公私間格差などから、公立保育所のあり方や運営の抜本的な見直しが必要となっています。

公立保育所の見直しにあたっては、平成13年度に改訂された「規制改革推進3か年計画」の中で公立保育所は私立保育所に比べ運営コストや利用者のニーズに対する対応が十分になされないことがあり、財源やニーズに応じた保育の観点から運営を民間の法人に委託することも有効な手段とされていました。

そこで、平成26年度に民間活力導入も含めた多様な保育所運営の方策について「土浦市公立保育所のあり方検討委員会」から、今後の本市の保育のあるべき姿についてご提言をいただきました。

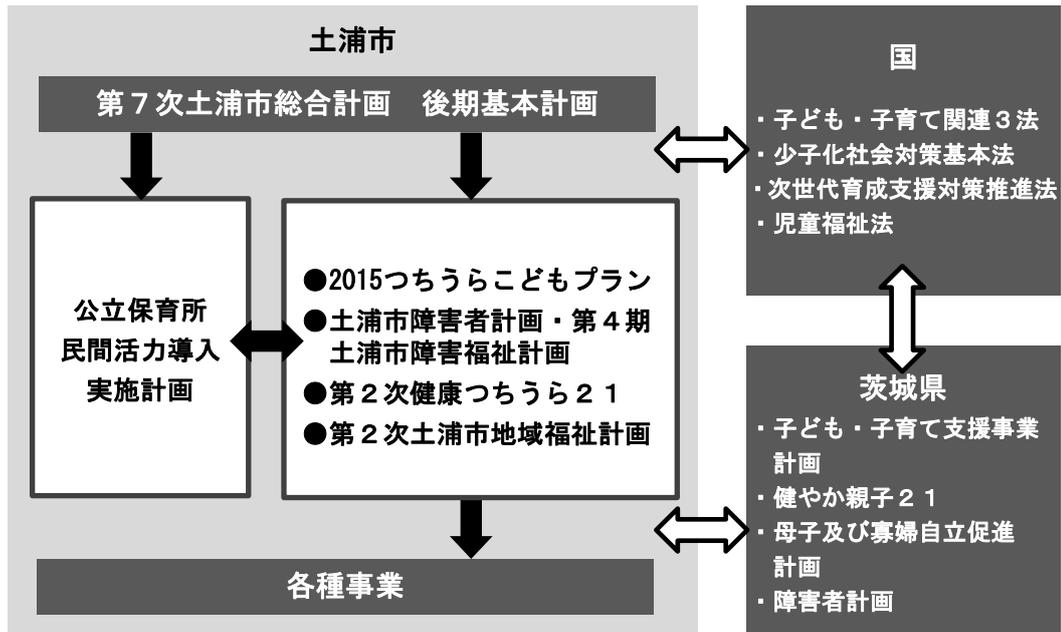
この提言を受け、子どもの最善の利益を考慮した上で、限られた財源、人材等を有効活用することが、本市の保育及び子ども・子育て施策等を更に充実させるためにも不可欠であると考え、人口減少・少子高齢化社会を見据えた今後10年間の公立保育所の民間活力導入等を進めるため「土浦市公立保育所民間活力導入実施計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、公立保育所の民間活力導入を図り、保育施策、子育て支援の一層の充実を目指すものです。

特に、「2015つちうらこどもプラン」は保育事業の数値目標を含めた土浦市子ども・子育て支援事業計画であり、計画の中で掲げた目標を実現するための方策のひとつとして公立保育所の民間活力導入が位置づけられることから、整合性を図りながら推進します。

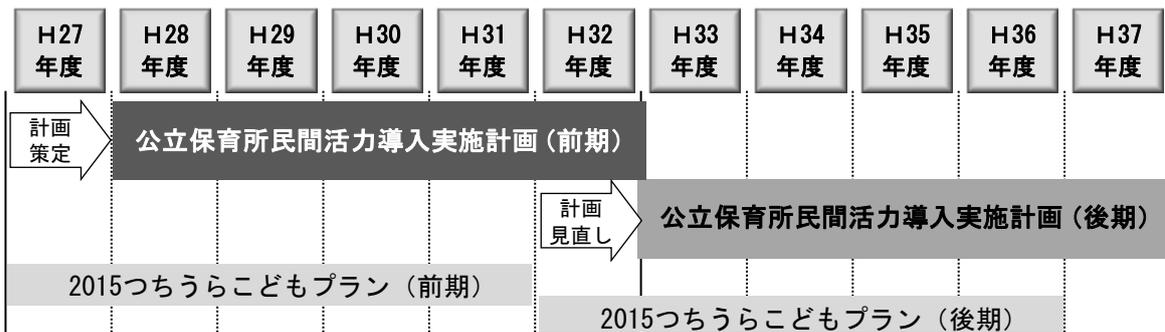
図表1.1 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。また、平成27年度から平成31年度までが、2015つちうらこどもプランの期間であることを勘案し、本計画の期間を2分化して、平成28年度から平成32年度までを前期、平成33年度から平成37年度までを後期とし効果的に推進します。

図表1.2 計画期間





4 対象保育所

民間活力を導入する対象としては、市内にある10所すべての公立保育所を対象とします。

5 策定体制

(1) 公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会の開催

本委員会では、土浦市公立保育所の運営のあり方検討委員会において効果的で効率的な保育所運営、施設の再整備、新たな保育ニーズへの対応等について検討した点を踏まえて、計画をまとめました。

(2) パブリックコメントの実施

広報つちうら、ホームページ等を通じて計画（案）を公表し、市民の意見等を広く求めました。その結果、提出された意見等については策定委員会に諮った上で計画に反映しました。

第2章

公立・私立保育所の 運営状況と課題

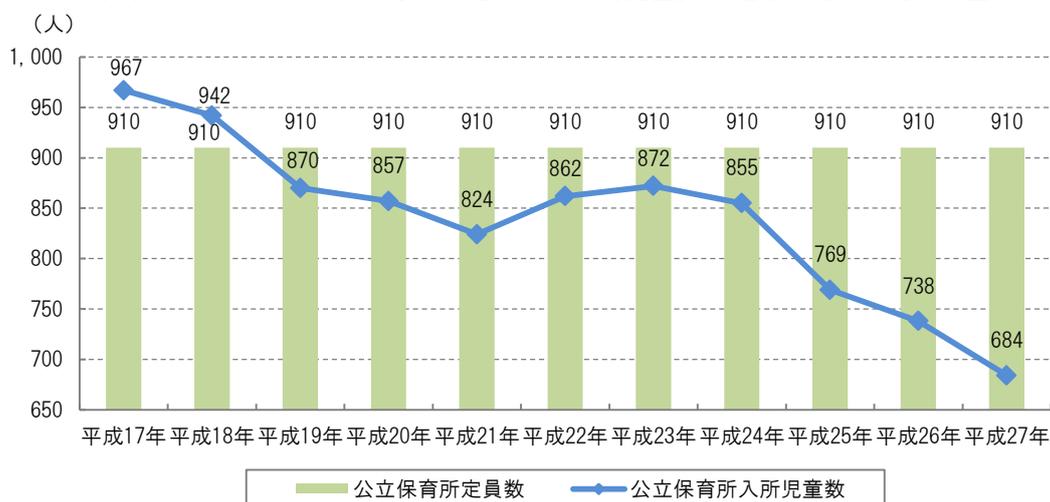
第2章 公立・私立保育所の運営状況と課題

1 公立・私立保育所運営の現状と推移

(1) 公立・私立保育所の定員数と入所児童数の推移

公立保育所の定員数は平成17年以降910人で変化はありませんが、入所児童数は減少傾向にあります。施設の老朽化や個別対応児童の増加、保育ニーズの多様化等により、平成19年以降は定員割れを起こしており、平成27年の入所児童数は684人、入所率は75.2%となっています。一方、私立保育所の定員数は平成17年の540人から増加し続け、平成27年で1,030人となっています。入所児童数が増加した結果、平成19年から平成26までは定員超過となっていました。平成27年では減少に転じ、入所児童数は993人、入所率は96.4%となっています。

図表2.1 本市の公立保育所の定員数と入所児童数の推移（各年4月1日基準）



図表2.1～図表2.14の出典：こども福祉課資料、土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究報告書

図表2.2 本市内の私立保育所の定員数と入所児童数の推移（各年4月1日基準）

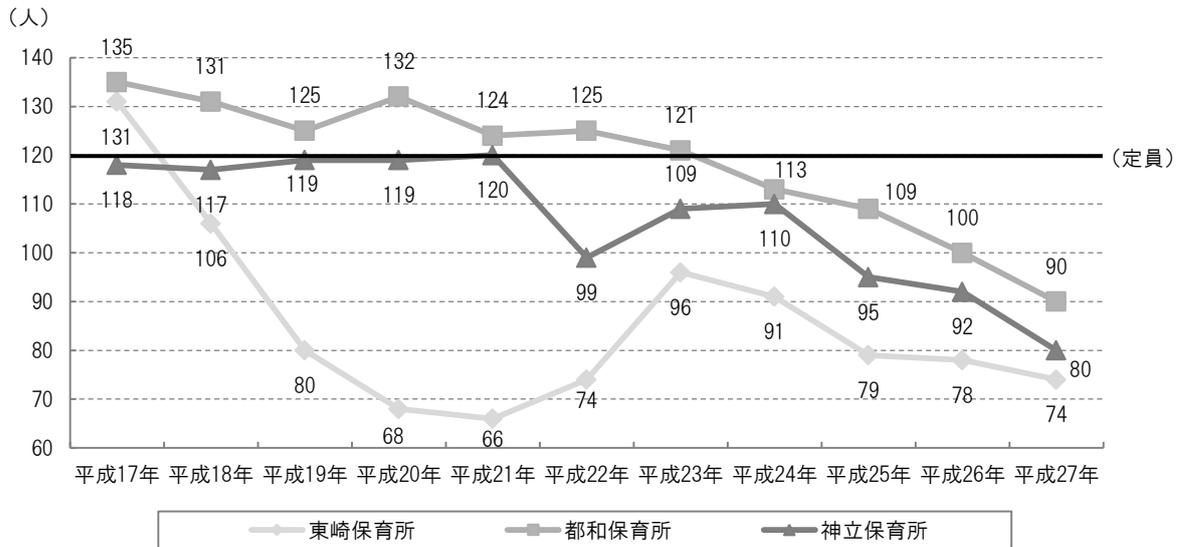


(2) 公立・私立保育所の運営の推移

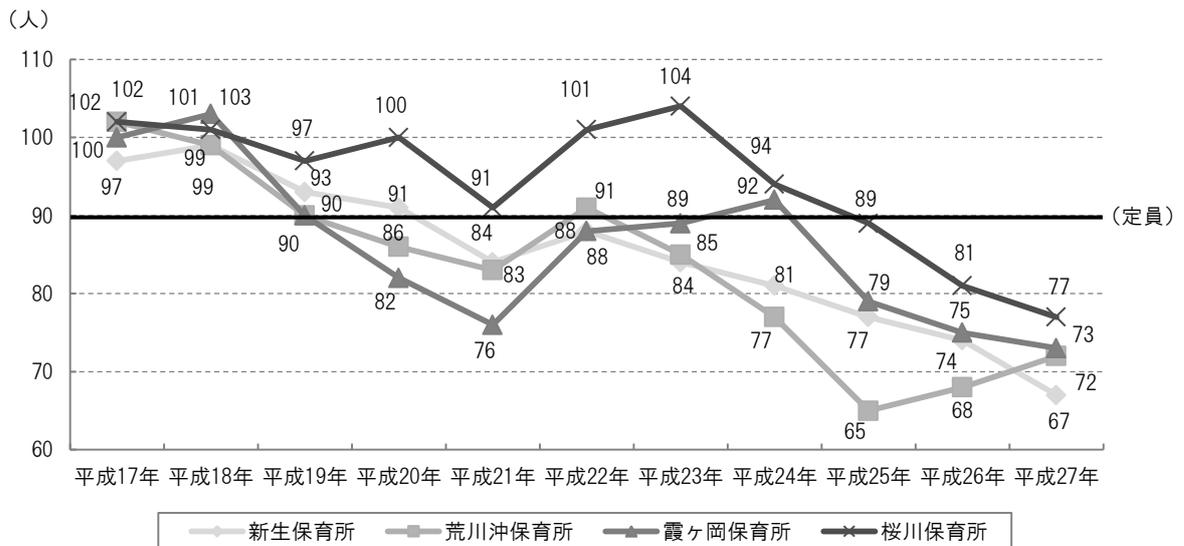
① 本市の公立保育所

公立保育所の入所児童数は、平成27年時点ですべての保育所で定員割れを起こしています。特に「新川保育所」は平成17年から定員割れが続いており、平成27年では入所率45.0%となっています。また、定員120人の3保育所、定員90人の4保育所では、平成24年以降の減少が目立っています。

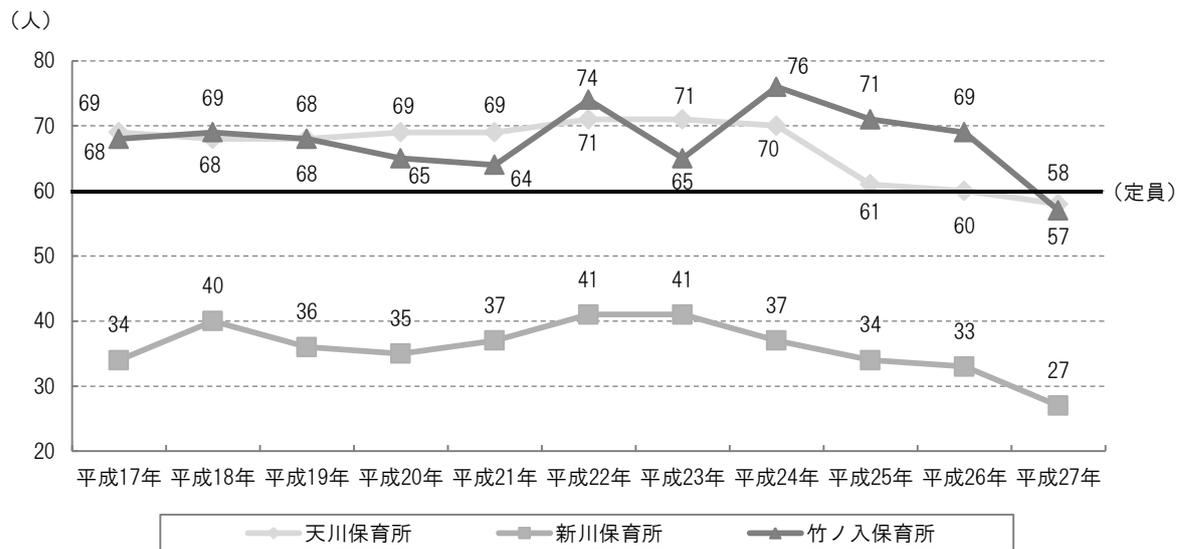
図表2.3 入所児童数の推移【定員120人】(各年4月1日基準)



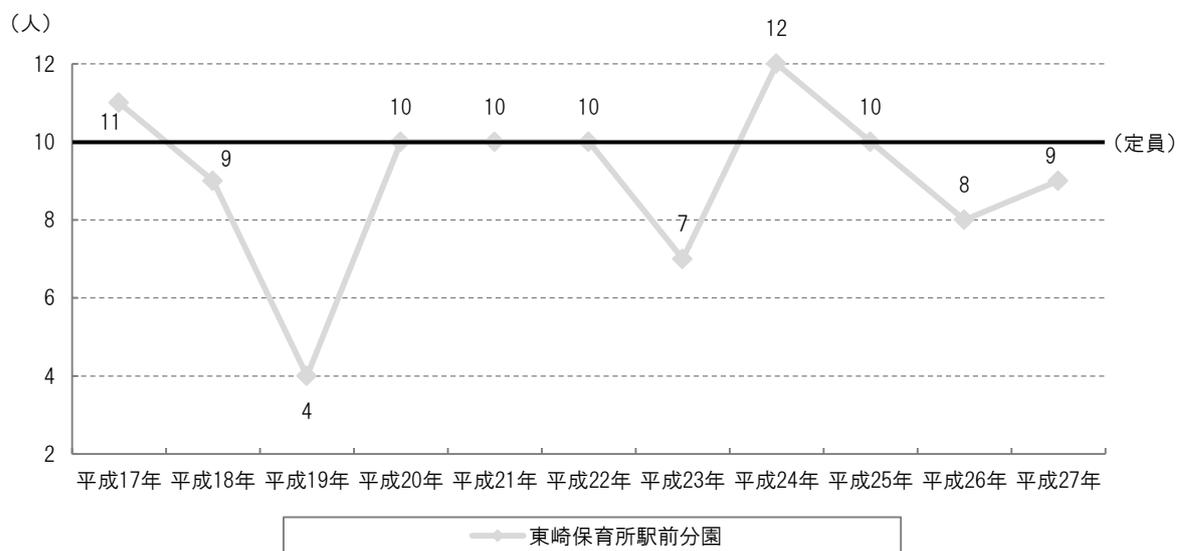
図表2.4 入所児童数の推移【定員90人】(各年4月1日基準)



図表2.5 入所児童数の推移【定員60人】(各年4月1日基準)



図表2.6 入所児童数の推移【定員10人】(各年4月1日基準)

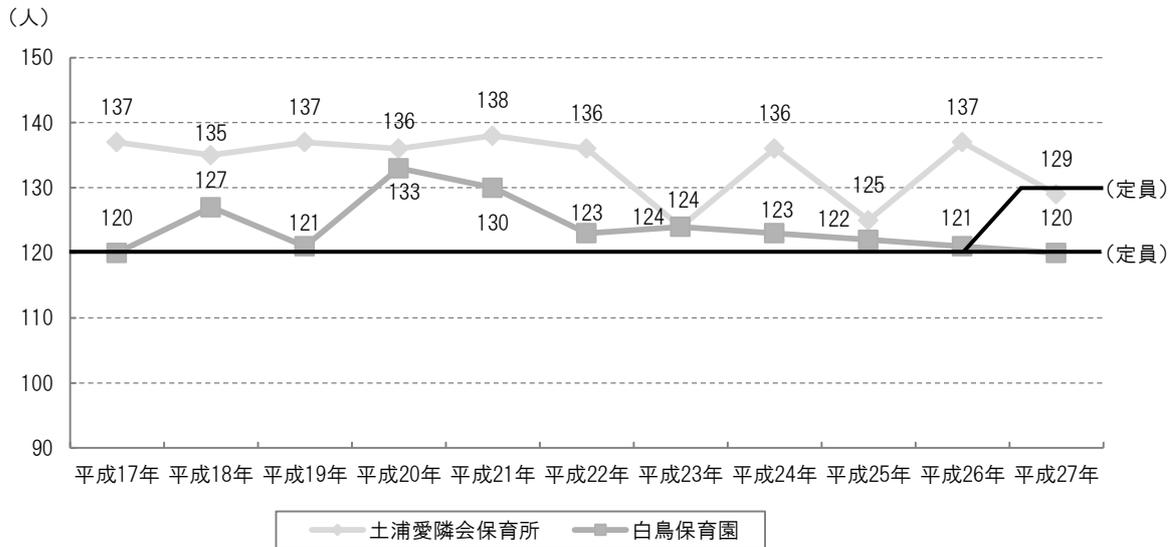


② 本市内の私立保育所

私立保育所の入所児童数は、平成26年ではほとんどの保育所が定員超過となっていました。平成27年で定員超過している保育所はありません。入所率は「エンゼル・ゆめ保育園」が83.3%となっているのを除いて90%以上となっています。

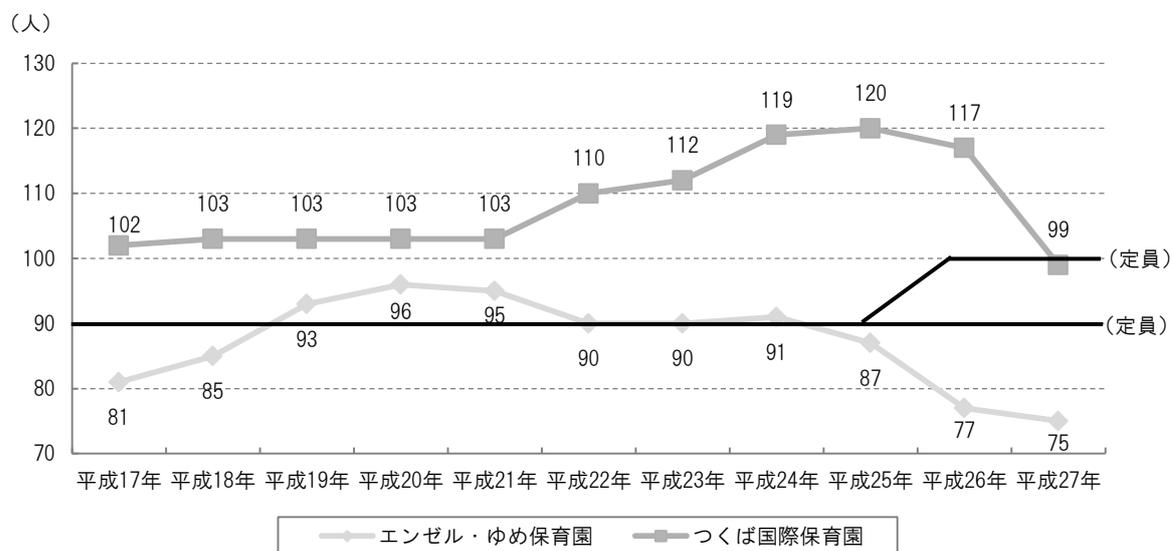
平成25年以降、「白鳥保育園」「エンゼル・ゆめ保育園」「愛保育園」を除いて定員数を増やしており、特に「白帆保育園」では当初の60人から110人に、「めぐみ保育園」では60人から90人に増えています。

図表2.7 入所児童数の推移【定員120人】（各年4月1日基準）



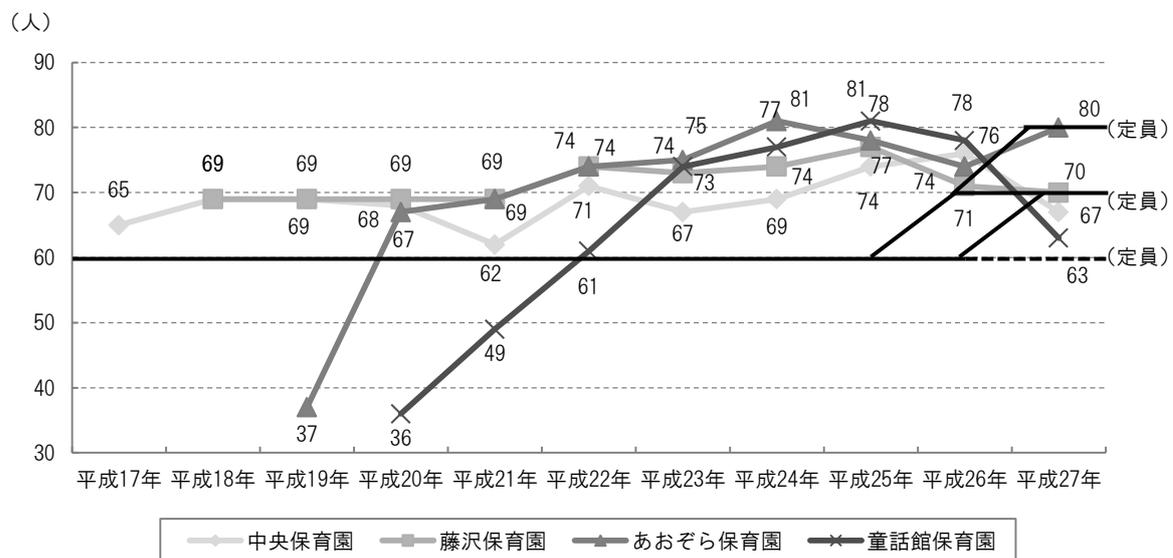
※土浦愛隣会保育所の定員数は平成27年から130人となっています。

図表2.8 入所児童数の推移【定員90人】（各年4月1日基準）



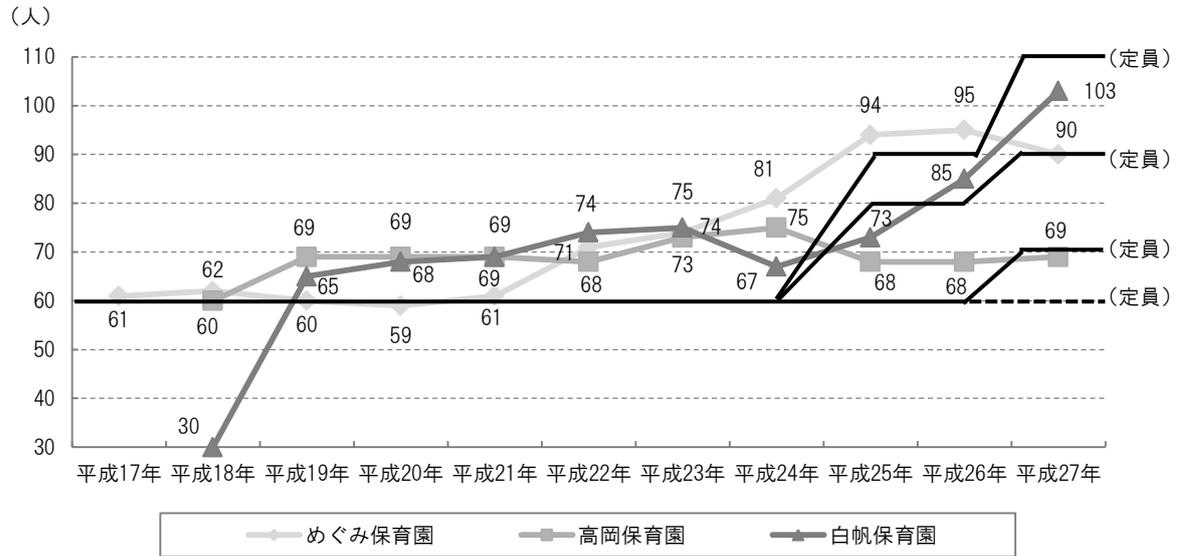
※つくば国際保育園の定員数は平成26年から100人となっています。

図表2.9 入所児童数の推移【定員60人】（各年4月1日基準）



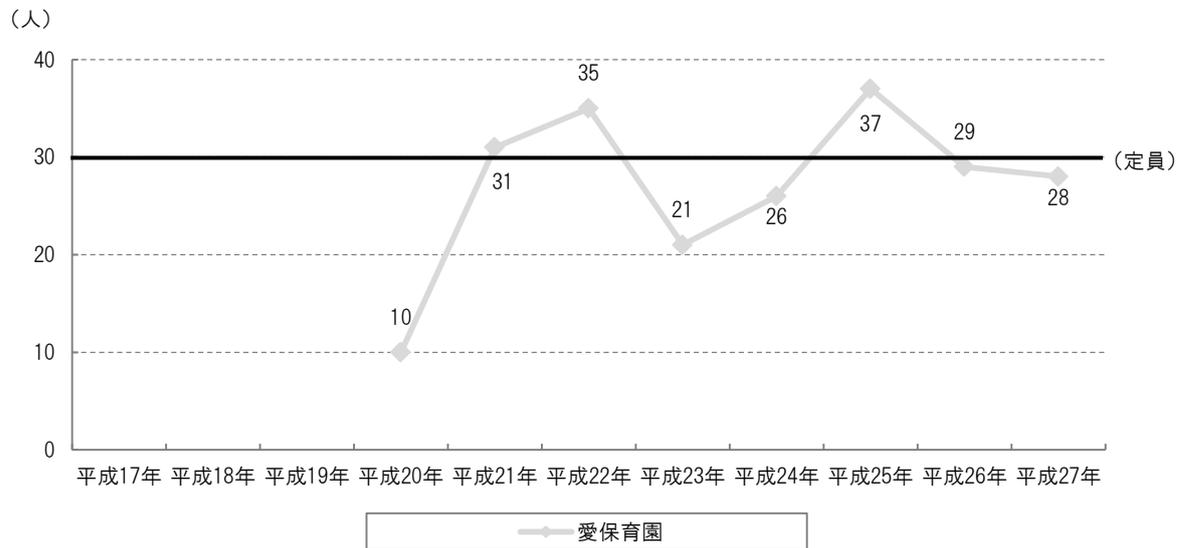
※中央保育園の定員数は平成26年から70人、
 藤沢保育園の定員数は平成27年から70人、
 あおぞら保育園の定員数は平成26年から70人、平成27年から80人となっています。
 童話館保育園の定員数は平成26年から70人となっています。

図表2.10 入所児童数の推移【定員60人】(各年4月1日基準)



※めぐみ保育園の定員数は平成25年から80人、平成27年から90人となっています。
 高岡保育園の定員数は平成27年から70人となっています。
 白帆保育園の定員数は平成25年から90人、平成27年から110人となっています。

図表2.11 入所児童数の推移【定員30人】(各年4月1日基準)



(3) 公立・私立保育所における年間運営費の比較

① 本市における保育所全体の年間運営費の状況

平成25年度実績に基づく、公立・私立保育所の年間運営費総額については、下表に示すとおりですが、1施設当たりの支出額は公立・私立であまり差異はないものの、公立に対しては国・県からの補助がないため、入所児童1人当たりの市の負担額は、公立が私立を約5万円上回っています。

図表2.12 土浦市における保育所全体の年間運営費（平成25年度）

（単位：千円）

	施設数 (か所)	延入所 児童数 (人)	支出額	1施設 当たり 支出額	収入額			市負担 (児童1人 当たり) (円)
					国県運営 費負担金	保育料	市負担	
土浦市保育所 運営経費総額	23	22,580	2,013,391	87,539	510,725	510,902	991,764	43,922
公立保育所 運営費	11	10,233	957,010	87,001	0	230,032	726,978	71,029
私立保育所 運営費	12	12,347	1,056,381	88,032	510,725	280,870	264,786	21,445

② 市内保育所の個別の年間運営費の状況（各1所抽出）

市内保育所のうち、入所児童数が同規模の公立・私立保育所各1所を抽出し、平成25年度における年間運営費の状況を整理すると、以下のとおりとなります。

市と公益法人では会計基準（科目計上の考え方等）や、不動産所有・管理の考え方が異なるため単純な比較はできませんが、歳出のうち保育事業経費は公立が私立より上回っています。

図表2.13 公立・私立（各1所抽出）保育所の年間運営費の比較（平成25年度）

（単位：千円）

公立保育所 定員90名、入所者77名	科目	私立保育所 定員60名、入所者78名
67,237	歳入	101,792
19,548 (29.07%)	保育料+給食費※	—
—	運営費等	101,792 (99.98%)
47,629 (70.84%) [市一般財源]	その他	23 (0.02%) [受取利息・配当金]
67,237	歳出	101,792
53,190 (79.11%)	人件費（賞与・時間外手当等除く）	41,601 (40.87%)
—	賞与・退職給付・法定福利費等	16,316 (16.03%)
13,103 (19.49%)	保育事業経費	10,009 (9.83%)
943 (1.40%)	事務費・管理費	13,408 (13.17%)
—	支払利息	436 (0.43%)
—	設備資金借入金元金償還	2,550 (2.51%)
—	固定資産取得	1,422 (1.40%)
—	施設整備積立金	13,500 (13.26%)
—	次期繰越金	2,550 (2.51%)

※職員実費負担分含む

この数値を入所児童1人当たりの年間額に換算すると、保育事業経費は公立が私立を約4.2万円/年上回っています。

図表2.14 入所児童1人当たりの公立・私立の年間運営費の比較（平成25年度）

（単位：千円）

公立保育所 定員90名、入所者77名	科目	私立保育所 定員60名、入所者78名
873	歳入	1,305
254 (29.07%)	保育料+給食費※	—
—	運営費等	1,305 (99.98%)
619 (70.84%) [市一般財源]	その他	0.3 (0.02%) [受取利息・配当金]
873	歳出	1,305
619 (79.11%)	人件費（賞与・時間外手当等除く）	533 (40.87%)
—	賞与・退職給付・法定福利費等	209 (16.03%)
170 (19.49%)	保育事業経費	128 (9.83%)
12 (1.40%)	事務費・管理費	172 (13.17%)
—	支払利息	6 (0.43%)
—	設備資金借入金元金償還	33 (2.51%)
—	固定資産取得	18 (1.40%)
—	施設整備積立金	173 (13.26%)
—	次期繰越金	33 (2.51%)

※職員実費負担分含む

2 公立保育所運営責任者が認識する設備・運営上の問題点

平成26年度に実施した「土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究」において、公立保育所運営責任者（所長、主任保育士等）の意識調査を行い、今後継続的に運営していく上での設備・運営上の課題を聴取しました。そこで挙げられた問題点は以下のとおりです。

設備・運営上の問題点

- ・建物や固定遊具・エアコン設備等の老朽化のため、修繕費が多くなっています。
- ・修繕を必要とする部分が多いものの、予算の問題からすべてを修繕することはできないため、子どもに直接関わる個所を優先して修繕を行っています。
- ・園庭が狭いため、運動会で隣地を賃借するなど屋外行事が開催しづらい状況です。
- ・保護者用駐車場スペースが少ない状況です。

入所児童への対応上の問題点

- ・加配の必要な乳幼児が増えており、国の配置基準より多くの職員が必要となっています。
- ・障害の判定は受けていないものの個別的な配慮を要する乳幼児が増加していることから、入所児童数が定員まで見込めない状況です。
- ・障害や食物アレルギーを持つ児童が増えたことにより、以前と比較し対応すべきことが多くなっています。

3 保育事業における課題の整理

「土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究報告書」において、「本市の保育の今後の課題」には、以下の点が挙げられています。

「保育所を取り巻く国等の制度」からみた課題

- 課題① 働く母親の増加に伴い保育ニーズは高まる傾向にあり、長時間保育や多様なカリキュラムへの志向、多様な保護者の要望等に対応していく必要性などを鑑みると、保育所も柔軟に対応していくべき時期にあります。
- 課題② 児童福祉法が改正され、平成16年度より市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用についての国・都道府県による負担が廃止されました。その結果、運営や施設整備改修などは、保育料収入のほか、市の一般財源からまかなわれるようになりました。

「上位・関連計画から見た保育事業の位置づけ」からみた課題

課題③ 第7次土浦市総合計画後期基本計画、2015つちうらこどもプランにおいて、「保育サービスの充実」が子育て環境支援の観点から重要施策として位置づけられ、「延長保育・休日保育・一時預かり」「経済的負担の緩和」等が主要事業として定義されています。しかしながら、公立保育所運営費の国庫負担金等の廃止による運営費の増加や保育士の不足などによる保育サービスへの影響が懸念されています。

「本市の公立保育所の経緯と現状」からみた課題

課題④ 私立保育所は、平成19年以降新規開所が2所（現在計12所）、定員総数は平成24年から27年にかけて160人増（現在定員総数1,030人）等と受け入れ能力を高めています。
また、平成26年4月には幼保連携型認定こども園が2園整備されたほか、9月に1園、12月に1園が整備され、114人の受け入れが可能となりました。
一方、公立保育所は10所1分園、定員数は平成17年以降910人で変わらず、入所児童数は平成19年以降定員数を割り続け、平成27年には684人（定員数に対する入所率：75.2%）となっています。

「公立保育所と私立保育所の運営状況」からみた課題

- 課題⑤ 私立保育所の入所率をみると、12所中5所が毎年定員数に達している状況となっています。また、平成25年から27年にかけて定員数が10～50人増加したことから定員割れがみられる園もありますが、公立のような顕著な状況には至っていないといえます。
一方、公立保育所の入所率については、竹ノ入保育所は平成17年から26年にかけて定員超過していますが、平成24年まで定員超過していた天川保育所の入所児童数は減少し、平成25年以降定員とほぼ同数となっています。しかしながらほとんどの保育所は近年定員割れとなっており、新川保育所に至っては平成17年から27年にかけて毎年定員割れとなっています。
- 課題⑥ 公立・私立保育所の平成25年度の年間運営費実績を比べると、1施設当たりの支出額は公立・私立であまり差異はないものの、公立に対する国・県からの補助がないため、公立の入所児童1人当たりの市の負担額が私立を約5万円上回ります。また、入所児童数が同規模の公立・私立保育所各1所の平成25年度年間運営費実績は、歳出面の保育事業経費で公立が私立を上回っています。
- 課題⑦ 公立保育所の運営責任者が認識する「設備・運営上の問題点」は、「修繕を必要とする部分が多いものの、予算の問題からすべてを修繕することはできないため、子どもに直接関わる個所を優先して修繕を行っています。」また、「障害や食物アレルギーを持つ児童が増えたことにより、以前と比較し対応すべき事が多くなっています。」等の実態が挙げられ、財源の問題や人員配置の問題等が浮かび上がってきました。





課題からみる今後の方向性

「土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究報告書」を踏まえ、財政面をはじめとする公立保育所の課題について、保育所における保育がどうあるべきかという視点に基づき検討しました。

公立保育所は老朽化が進んでおり、更には、多様化する保育ニーズに応じた保育内容の整備が求められており、非常勤保育士等の確保などの課題もみられます。

これらの対応策を検討するにあたり、保育を取り巻く環境やアンケートによる保護者の意識の分析、また、公立保育所と私立保育所との比較分析などを考察した結果、公立保育所の民間活力導入の有効性が明らかになりました。

また、保育の基本原則である「子どもの最善の利益」を考える上でも、質の高い保育サービスを提供できる取り組みが必要であり、更に利用者満足度の状況やこれまでの私立保育所の実績等を考慮すると、公立保育所の民間活力導入を進めていくことが有効な方法であるとの結論に至りました。

今後、市が公立保育所に民間活力導入を進めるにあたっては、以下の点に十分配慮する必要があります。

1 地域、保護者とのコンセンサスを形成すること

地域、保護者、関係者に対して趣旨の説明を十分に行うことにより、コンセンサスを形成することが不可欠です。新しい保育の運営主体の選考などについても地域や保護者の意見、要望などを反映できる方策を検討することが必要です。

2 保育環境や保育サービスの向上が図れるようにすること

民間の自主性・柔軟性などの利点が発揮でき、良質な保育環境やサービスの向上が図れるよう、保護者と市が協力して、より良い方向を目指す姿勢で取り組むことが必要です。

3 円滑な保育体制の移行が図れるようにすること

運営主体の変更による子どもへの負担を最小限にとどめる配慮が必要です。引継ぎ方法、内容についても保護者の理解を得て具体化する必要があります。

4 委託・移管後も市が関与していくこと

委託・移管後についても、市が保護者と事業者との調整を図り、必要に応じて事業者への指導を行うなど積極的に関与していく必要があります。

5 情報の開示

情報開示を積極的に行いながら、保護者・事業者・市が協力して新しい保育所を作っていくための協議を重ねるとともに、地域との連携が必要です。

第3章

公立保育所の現状等

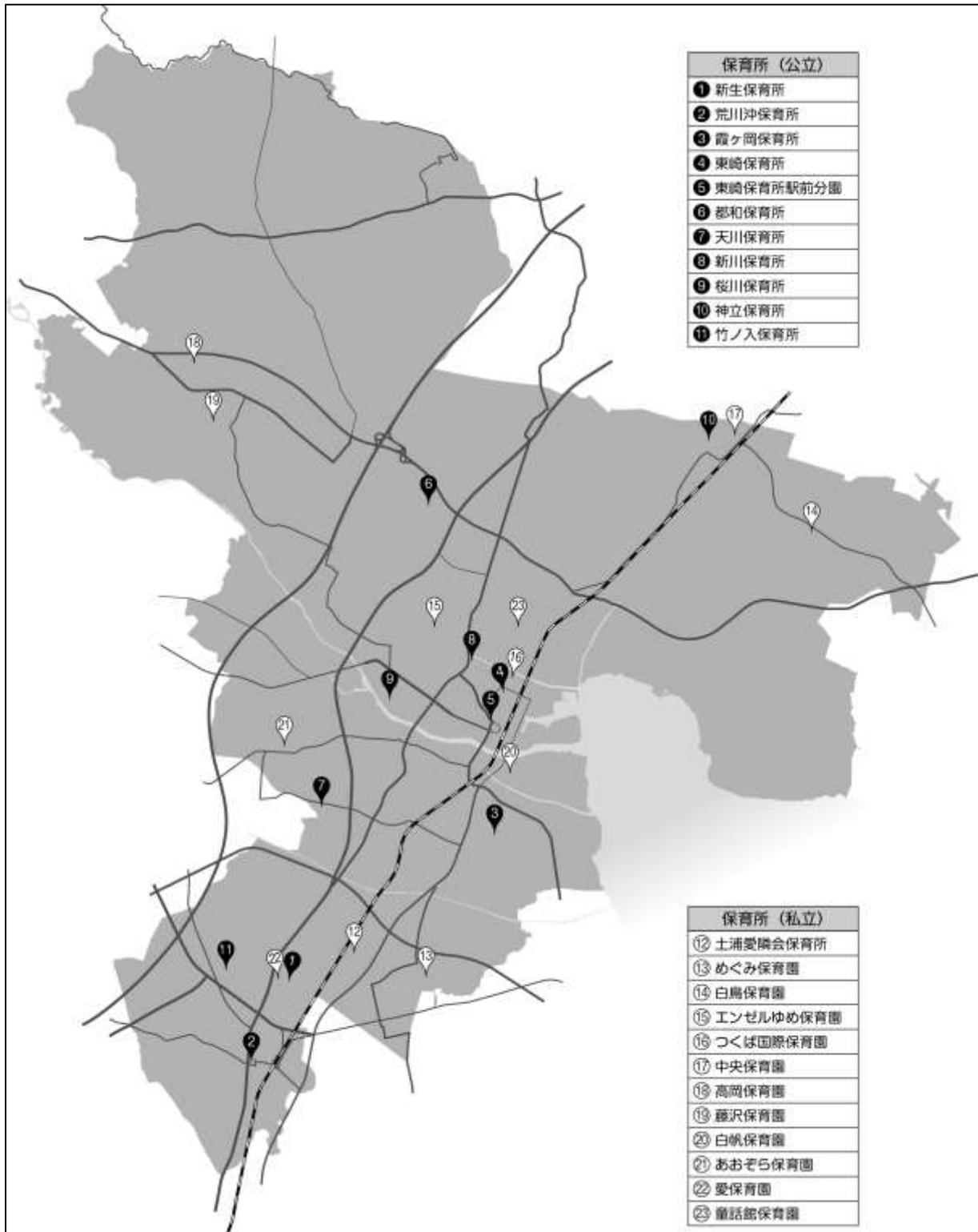


第3章 公立保育所の現状等

1 公立保育所の現状等

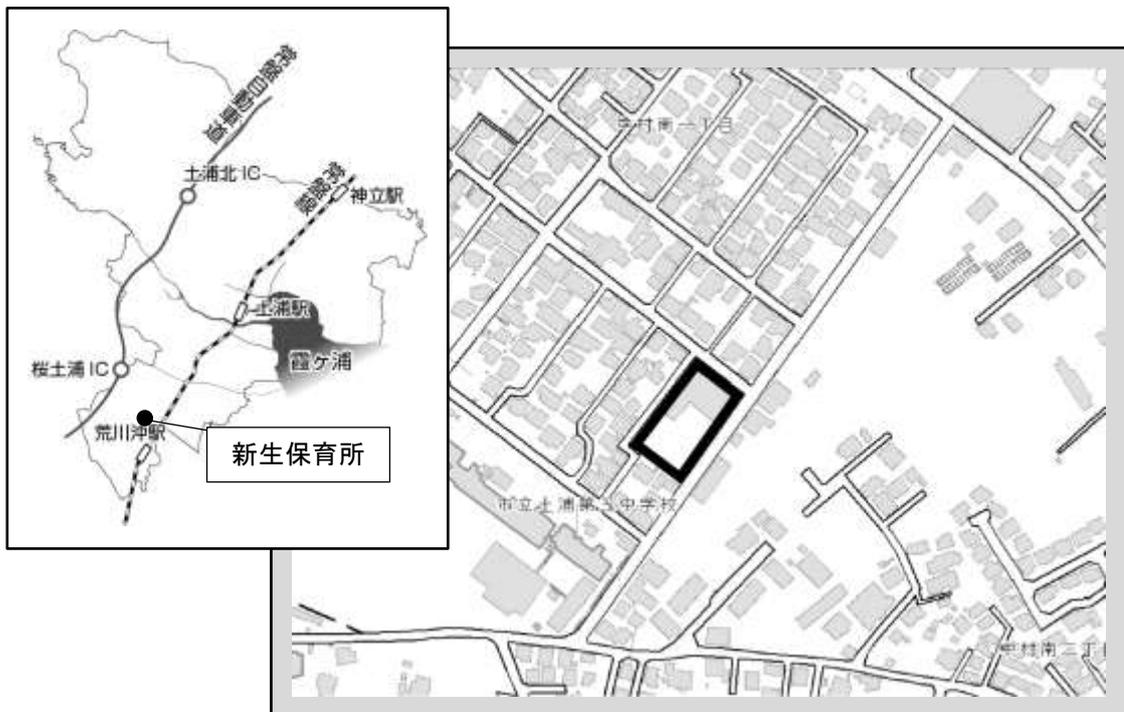
民間活力を導入する保育所は、公立保育所10所すべてを対象として検討します。

図表3.1 土浦市内にある認可保育所の位置図



(1) 新生保育所

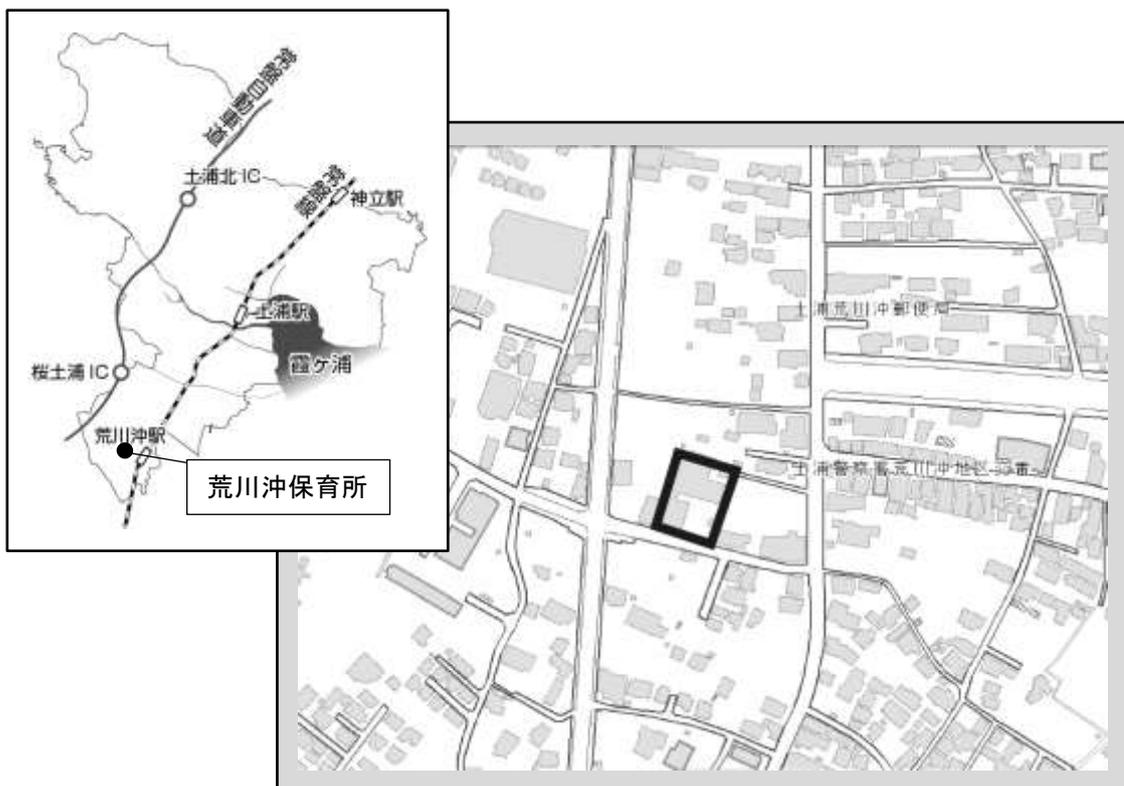
施設・運営状況							
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 定員数 90名 入所児童数 67名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>40名</td> </tr> </table> 入所率74.4% 	0歳児	3名	1・2歳児	24名	3～5歳児	40名
0歳児	3名						
1・2歳児	24名						
3～5歳児	40名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> 築年数41年と2番目に古くメンテナンスに費用がかかる。 敷地、駐車場とも市有地。 園庭は1,553.5㎡、園児1人当たり面積は17.3㎡/人で平均の9.7㎡/人を大きく上回る。 保育室は7室で2番目に多く、面積232.0㎡、園児1人当たり2.6㎡/人で平均の3.1㎡/人を下回る。 イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等の園児1人当たり面積は4.1㎡/人で平均の3.2㎡/人を上回る。 駐車場の7台分確保は、市立10所の中で2番目に多い。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児保育や加配を必要とする児童の保育も積極的に行われている。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 1 km圏内に私立保育所がある。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から給食調理業務委託を行っている。 						



施設名称	新生保育所									
住所	中村南 1 - 2 4 - 1				認可年月日		昭和 24 年 7 月 9 日			
建築	建築年	昭和 49 年		築年数	41	年	耐震補強実施年	平成 21 年		
	構造	鉄筋コンクリート2階建								
施設規模等	敷地面積	2,314.04	m ²	延床面積	729.93	m ²	野外遊戯場	1,553.49	m ²	
	定員数	90	名	事務室	41.89	m ²	医務室	1.25	m ²	
	調理室	38.40	m ²	倉庫・準備室等	14.80	m ²	会議室・相談室			m ²
	更衣室等	7.70	m ²	遊戯室	138.53	m ²	トイレ	39.48	m ²	
	ホール・その他	215.88	m ²	駐車場	7	台				
	保育室	7	室	232.00m ²						
職員配置	総員	16	名							
	所長	1	名	調理員		委託	名			名
	保育士	9	名	管理員		委託	名			名
	非常勤保育士	6	名	看護師			名			名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績				
	90	0歳児	3	名	障害児保育(児童数)	0	人			
		1歳児	12	名		延長保育(年間実利用児童数)	19	人		
		2歳児	12	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)		人		
		3歳児	13	名		相談事業(年間実利用回数)		回		
		4歳児	13	名		地域交流事業(年間実利用回数)	9	回		
		5歳児	14	名						
		合計	67	名		地域子育て支援拠点事業				

(2) 荒川沖保育所

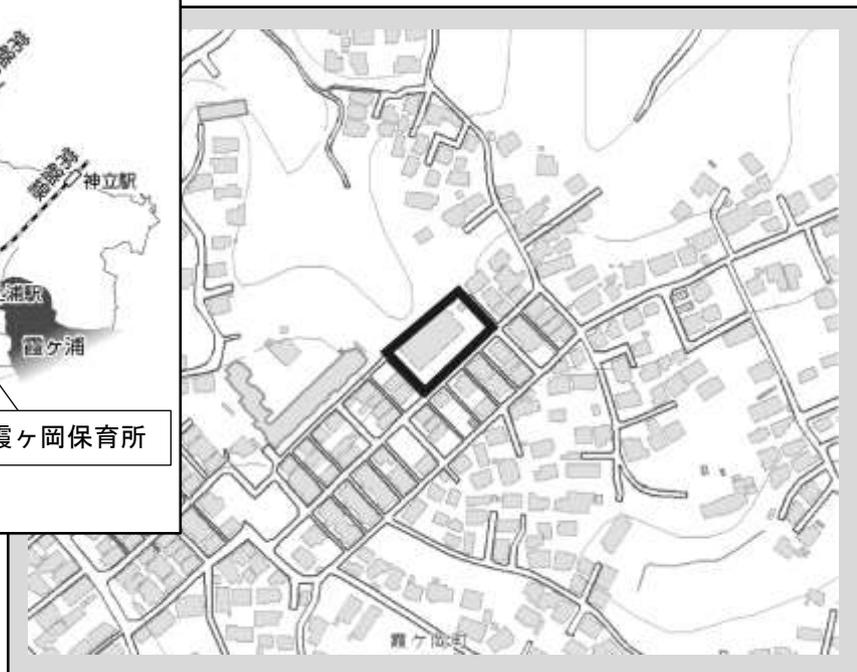
施設・運営状況							
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 定員数 90名 入所児童数 72名 <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>49名</td> </tr> </table> 入所率80.0% 	0歳児	—	1・2歳児	23名	3～5歳児	49名
0歳児	—						
1・2歳児	23名						
3～5歳児	49名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> 築年数41年と2番目に古くメンテナンスに費用がかかる。 敷地、駐車場とも借地。 園庭は480.3㎡、園児1人当たり面積は5.3㎡/人で平均の9.7㎡/人を大きく下回る。 保育室は9室で最も多く、面積410.8㎡、園児1人当たり4.6㎡/人で平均の3.1㎡/人を上回る。 イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等の園児1人当たり面積は5.0㎡/人で平均の3.2㎡/人を上回る。 駐車場は借地で3台分確保されている。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業を実施している。 地域交流事業は年間25回開催されている。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 荒川沖駅に近く、1km圏内に私立保育所は立地しない。 						
その他	なし						



施設名称	荒川沖保育所								
住所	荒川沖西2-10-11			認可年月日		昭和27年4月20日			
建築	建築年	昭和49年	築年数	41	年	耐震補強実施年	平成24年		
	構造	鉄筋コンクリート2階建							
施設規模等	敷地面積	1,429.00	m ²	延床面積	1,006.35	m ²	野外遊戯場	480.34	m ²
	定員数	90	名	事務室	44.75	m ²	医務室	2.00	m ²
	調理室	44.25	m ²	倉庫・準備室等		m ²	会議室・相談室		m ²
	更衣室等		m ²	遊戯室	163.46	m ²	トイレ	53.00	m ²
	ホール・その他	288.12	m ²	駐車場	3	台			
	保育室	9	室	410.77m ²					
職員配置	総員	17	名						
	所長	1	名	調理員	1	名			名
	保育士	6	名	管理員	委託	名			名
	非常勤保育士	9	名	看護師		名			名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績			
	90	0歳児		名	障害児保育(児童数)		1	人	
		1歳児	11	名		延長保育(年間実利用児童数)	86	人	
		2歳児	12	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	502	人	
		3歳児	14	名		相談事業(年間実利用回数)		回	
		4歳児	16	名		地域交流事業(年間実利用回数)	25	回	
		5歳児	19	名					
		合計	72	名		地域子育て支援拠点事業			

(3) 霞ヶ岡保育所

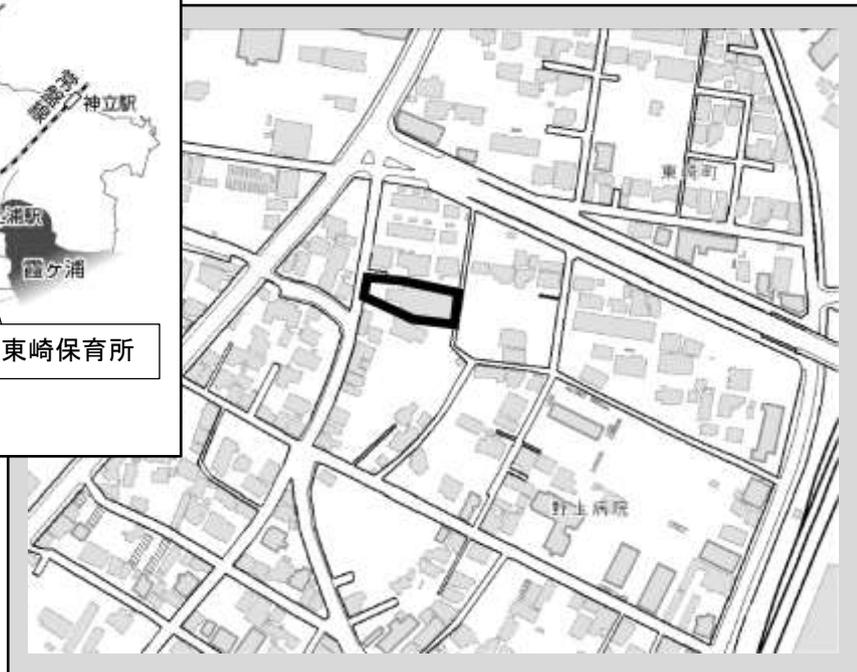
施設・運営状況	
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 90名 ・入所児童数 73名 <li style="margin-left: 20px;">〔 0歳児 ー 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 1・2歳児 21名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 3～5歳児 52名 〕 ・入所率81.1%
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数35年と平均36年と同等。 ・敷地、駐車場とも市有地。 ・園庭は1,112.4㎡、園児1人当たり面積は12.4㎡/人で平均の9.7㎡/人を上回る。 ・保育室は6室で、面積279.2㎡、園児1人当たり3.1㎡/人で平均の3.1㎡/人と同等。 ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等の園児1人当たり面積は3.5㎡/人で平均の3.2㎡/人をやや上回る。 ・駐車場は5台分確保されている。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育を実施している。 ・地域交流事業は年間10回開催されている。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・1km圏内に私立保育所は立地しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地内で道路が狭く、保護者の送迎時はシルバー人材センターに依頼して交通整理を行っている。



施設名称	霞ヶ岡保育所									
住所	霞ヶ岡町13-20				認可年月日		昭和29年6月29日			
建築	建築年	昭和55年	築年数	35	年	耐震補強実施年	平成21年			
	構造	鉄筋コンクリート2階建								
施設規模等	敷地面積	1,662.00	m ²	延床面積	721.65	m ²	野外遊戯場	1,112.36	m ²	
	定員数	90	名	事務室	38.98	m ²	医務室	1.02	m ²	
	調理室	37.50	m ²	倉庫・準備室等	/		会議室・相談室	/		
	更衣室等	17.95	m ²	遊戯室	96.00	m ²	トイレ	34.40	m ²	
	ホール・その他	216.65	m ²	駐車場	5	台	乳児室	/		
	保育室	6	室	279.15m ²						
職員配置	総員	16	名							
	所長	1	名	調理員	1	名			名	
	保育士	6	名	管理員	1	名			名	
	非常勤保育士	7	名	看護師	/				名	
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績				
	90	0歳児	/		名	障害児保育(児童数)	6	人		
		1歳児	5	名	延長保育(年間実利用児童数)	99	人			
		2歳児	16	名	一時預かり事業(年間延べ児童数)	/				
		3歳児	16	名	相談事業(年間実利用回数)	/				
		4歳児	17	名	地域交流事業(年間実利用回数)	10	回			
		5歳児	19	名						
		合計	73	名	地域子育て支援拠点事業	/				

(4) 東崎保育所

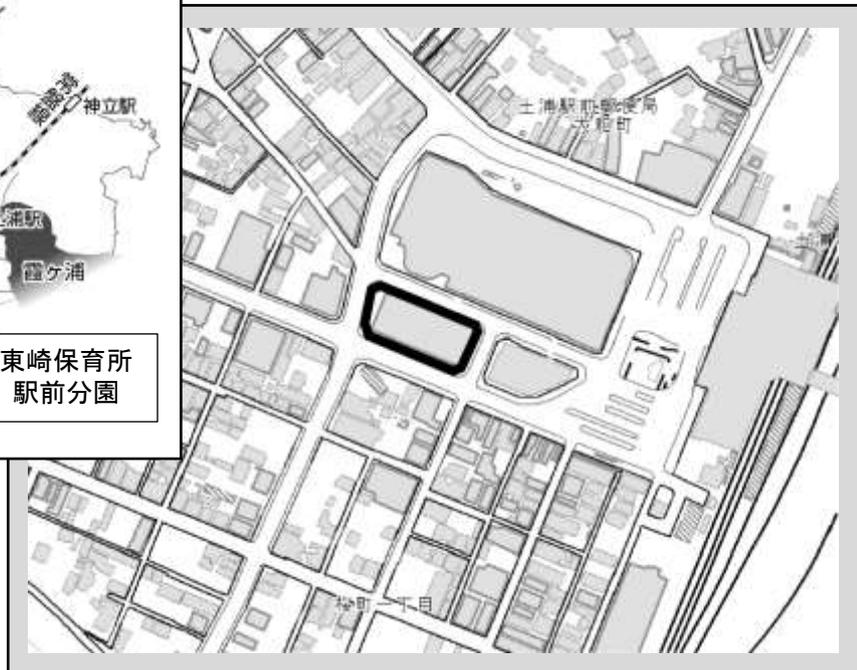
施設・運営状況	
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 120名 ・入所児童数 74名 <li style="margin-left: 20px;">〔 0歳児 - 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 1・2歳児 19名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 3～5歳児 55名 〕 ・入所率61.7%
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数36年と平均36年と同等。 ・敷地、駐車場とも借地。 ・園庭は482.0㎡、園児1人当たり面積は4.0㎡/人で平均の9.7㎡/人を大きく下回る。 ・保育室は6室で、面積292.7㎡、園児1人当たり2.4㎡/人で平均の3.1㎡/人を下回る。 ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等の園児1人当たり面積は2.6㎡/人で平均の3.2㎡/人を下回る。 ・駐車場は借地で6台分確保されている。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育や一時預かり事業を実施している。 ・地域交流事業は年間13回開催されている。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅に近く、1 km圏内に私立保育所が立地する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・終日交通量が多いため、保護者の送迎時はシルバー人材センターに依頼して交通整理を行っている。



施設名称	東崎保育所									
住所	東崎町4-7				認可年月日		昭和31年10月1日			
建築	建築年	昭和54年	築年数	36	年	耐震補強実施年	平成21年			
	構造	鉄筋コンクリート2階建								
施設規模等	敷地面積	1,395.00	m ²	延床面積	737.48	m ²	野外遊戯場	482.00	m ²	
	定員数	120	名	事務室	32.40	m ²	医務室	6.84	m ²	
	調理室	35.00	m ²	倉庫・準備室等	186.36	m ²	会議室・相談室	/		
	更衣室等	19.86	m ²	ホール・その他	43.74	m ²	トイレ	37.80	m ²	
	遊戯室	82.80	m ²	駐車場	6	台				
	保育室	6	室	292.68m ²						
職員配置	総員	15	名							
	所長	1	名	調理員	1	名			名	
	保育士	6	名	管理員	委託	名			名	
	非常勤保育士	7	名	看護師	/				名	
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績				
	120	0歳児	/		名	障害児保育(児童数)	4	人		
		1歳児	8	名	延長保育(年間実利用児童数)	39	人			
		2歳児	11	名	一時預かり事業(年間延べ児童数)	457	人			
		3歳児	17	名	相談事業(年間実利用回数)	/				
		4歳児	21	名	地域交流事業(年間実利用回数)	13	回			
		5歳児	17	名						
		合計	74	名	地域子育て支援拠点事業	/				

(5) 東崎保育所駅前分園

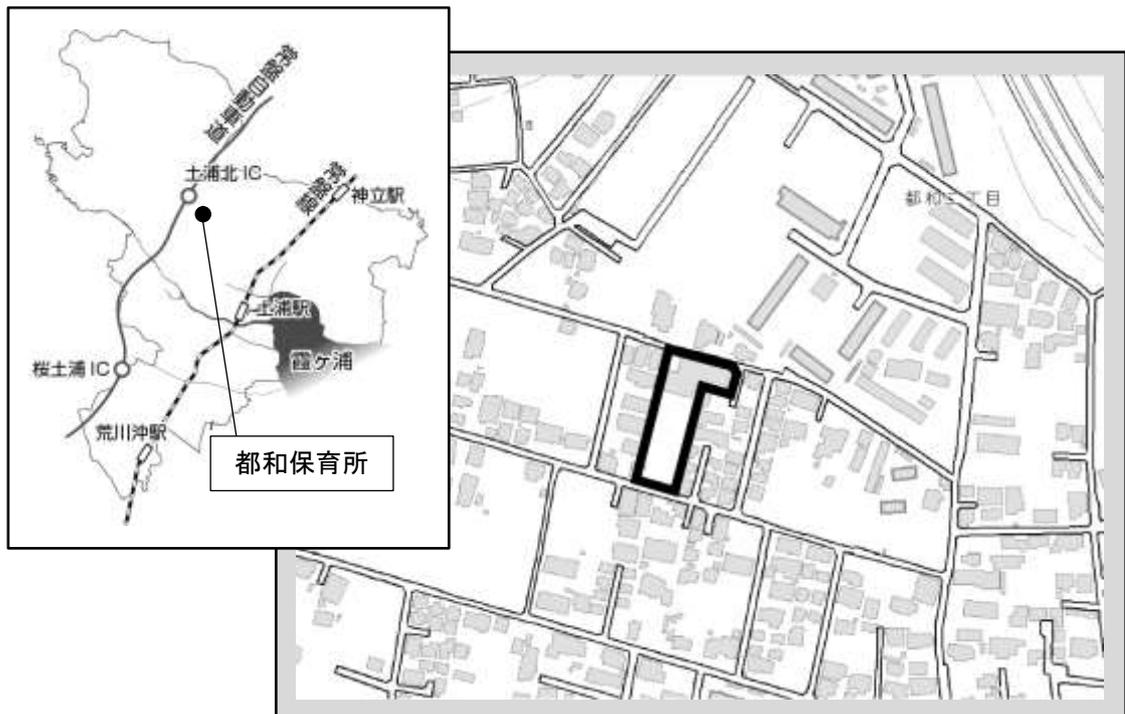
施設・運営状況	
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 10名 ・入所児童数 9名 <li style="margin-left: 20px;">〔 0歳児 ー 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 1・2歳児 9名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 3歳児 0名 〕 ・入所率90.0%
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発ビル内に整備。 ・園庭やホール、遊戯室、調理室等は整備されておらず、保育室が1室で給食は東崎保育所からの配食となっている。 ・保育室は1室で、面積49.7㎡、園児1人当たり5.0㎡/人で平均の3.1㎡/人を上回る。
他の保育事業・催しもの	—————
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅前広場に面している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎等の課題がある。



施設名称	東崎保育所駅前分園								
住所	大和町9-2			認可年月日		平成12年9月1日			
建築	建築年	平成12年	築年数	14	年	耐震補強実施年	-		
	構造	再開発ビルに入居							
施設規模等	敷地面積	/	m ²	延床面積	73.01	m ²	野外遊戯場	/	m ²
	定員数	10	名	事務室	5.00	m ²	医務室	/	m ²
	調理室	本園より運搬している	m ²	倉庫・準備室等	/	m ²	会議室・相談室	/	m ²
	更衣室等	/	m ²	遊戯室	/	m ²	トイレ	3.41	m ²
	ホール・その他	14.94	m ²	駐車場	/	台			
	保育室	1	室	49.66m ²					
職員配置	総員	6	名						
	所長	兼務	名	調理員	/	名			名
	保育士	2	名	管理員	/	名			名
	非常勤保育士	4	名	看護師	/	名			名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績			
	10	0歳児	/	名		障害児保育(児童数)	/	人	
		1歳児	5	名		延長保育(年間実利用児童数)	/	人	
		2歳児	4	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	379	人	
		3歳児	0	名		相談事業(年間実利用回数)	/	回	
		4歳児	/	名		地域交流事業(年間実利用回数)	/	回	
		5歳児	/	名					
		合計	9	名		地域子育て支援拠点事業	/		

(6) 都和保育所

施設・運営状況	
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 定員数 120名 入所児童数 90名 <ul style="list-style-type: none"> 0歳児 2名 1・2歳児 28名 3～5歳児 60名 入所率75.0% 
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> 築年数24年と、東崎保育所駅前分園を除き最も新しい施設。 敷地、駐車場とも市有地。 園庭は1,294.0㎡、園児1人当たり面積は10.8㎡/人で平均の9.7㎡/人を上回る。 保育室は6室で、面積246.7㎡、園児1人当たり2.1㎡/人で平均の3.1㎡/人を下回る。 イベント等の地域交流の場となるホール等の園児1人当たり面積は3.6㎡/人で、平均の3.2㎡/人を上回る。 駐車場は、市立保育所で最も多く12台分確保されている。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児保育や加配を必要とする児童の保育を実施している。 地域交流事業は年間13回開催されている。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 1 km圏内に私立保育所は立地しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 交通量が多いため、保護者の送迎時はシルバー人材センターに依頼して交通整理を行っている。



施設名称	都和保育所								
住所	並木2-8-4			認可年月日		昭和43年4月1日			
建築	建築年	平成3年	築年数	24	年	耐震補強実施年	-		
	構造	鉄筋コンクリート2階建							
施設規模等	敷地面積	2,232.40	m ²	延床面積	793.70	m ²	野外遊戯場	1,294.00	m ²
	定員数	120	名	事務室	38.20	m ²	医務室	3.00	m ²
	調理室	32.60	m ²	倉庫・準備室等	/		会議室・相談室	/	
	更衣室等	13.40	m ²	遊戯室	135.40	m ²	トイレ	28.90	m ²
	ホール・その他	295.50	m ²	駐車場	12	台			
	保育室	6	室	246.70m ²					
職員配置	総員	19	名						
	所長	1	名	調理員	1	名			名
	保育士	8	名	管理員	委託	名			名
	非常勤保育士	9	名	看護師	/				名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績			
	120	0歳児	2	名		障害児保育(児童数)	1	人	
		1歳児	12	名		延長保育(年間実利用児童数)	43	人	
		2歳児	16	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	/		
		3歳児	19	名		相談事業(年間実利用回数)	/		
		4歳児	20	名		地域交流事業(年間実利用回数)	13	回	
		5歳児	21	名					
		合計	90	名		地域子育て支援拠点事業	/		

(7) 天川保育所

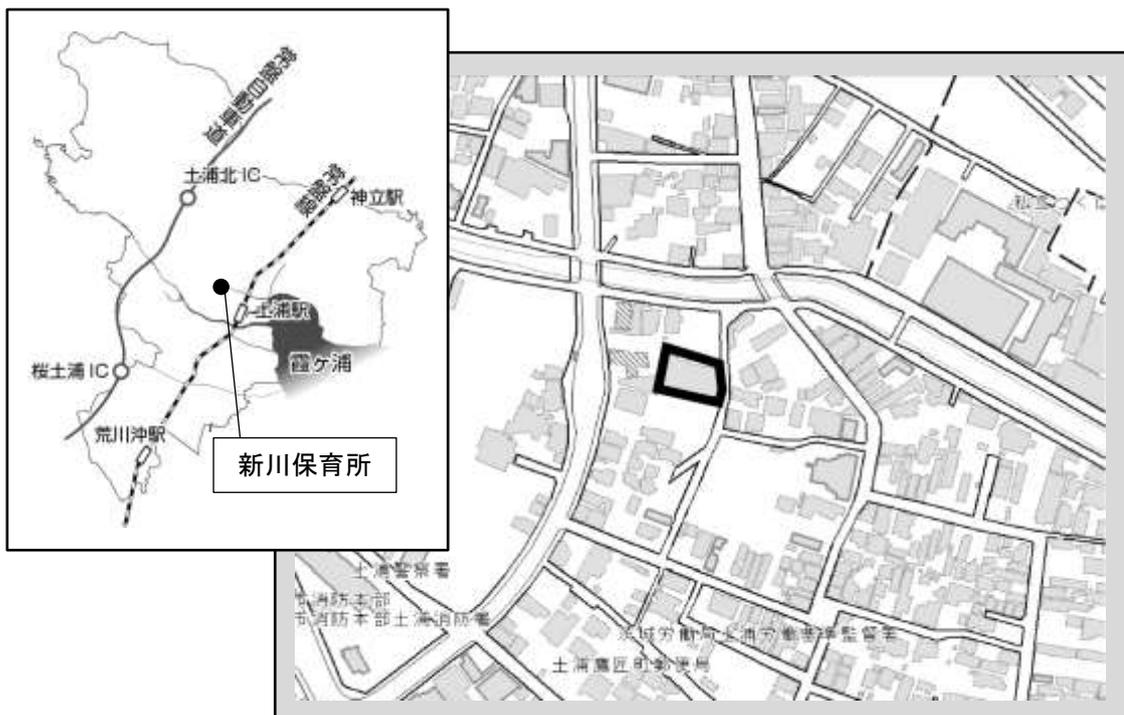
施設・運営状況	
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 60名 ・入所児童数 58名 <li style="margin-left: 20px;">〔 0歳児 ー 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 1・2歳児 19名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 3～5歳児 39名 〕 ・入所率96.7% 
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数24年で、ビル内施設の東崎保育所駅前分園を除き最も新しい施設。 ・敷地は市有地で、駐車場は設置されていない。 ・園庭は579.3㎡、園児1人当たり面積は9.7㎡/人で平均の9.7㎡/人と同等。 ・保育室は5室で、面積205.0㎡、園児1人当たり3.4㎡/人で平均の3.1㎡/人をやや上回る。 ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等は整備されていない。準備室の園児1人当たり面積は1.7㎡/人で平均の3.2㎡/人を下回る。 ・住宅団地内で駐車場は確保されていない。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育等を実施している。 ・地域交流事業は年間14回開催されている。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・1km圏内に私立保育所は立地しない。
その他	なし



施設名称	天川保育所									
住所	天川1-24-1				認可年月日		昭和44年4月1日			
建築	建築年	平成3年	築年数	24	年	耐震補強実施年	平成21年			
	構造	鉄筋コンクリート1階建								
施設規模等	敷地面積	1,239.00	m ²	延床面積	401.03	m ²	野外遊戯場	579.34	m ²	
	定員数	60	名	事務室	35.25	m ²	医務室	2.00	m ²	
	調理室	27.70	m ²	倉庫・準備室等	102.00	m ²	会議室・相談室		m ²	
	更衣室等	3.60	m ²	遊戯室		m ²	トイレ	25.52	m ²	
	ホール・その他		m ²	駐車場		台				
	保育室	5	室	204.96m ²						
職員配置	総員	14	名							
	所長	1	名	調理員	1	名				名
	保育士	6	名	管理員	委託	名				名
	非常勤保育士	6	名	看護師		名				名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績				
	60	0歳児		名	障害児保育(児童数)		1	人		
		1歳児	7	名		延長保育(年間実利用児童数)	18	人		
		2歳児	12	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)		人		
		3歳児	11	名		相談事業(年間実利用回数)		回		
		4歳児	15	名		地域交流事業(年間実利用回数)	14	回		
		5歳児	13	名						
		合計	58	名		地域子育て支援拠点事業				

(8) 新川保育所

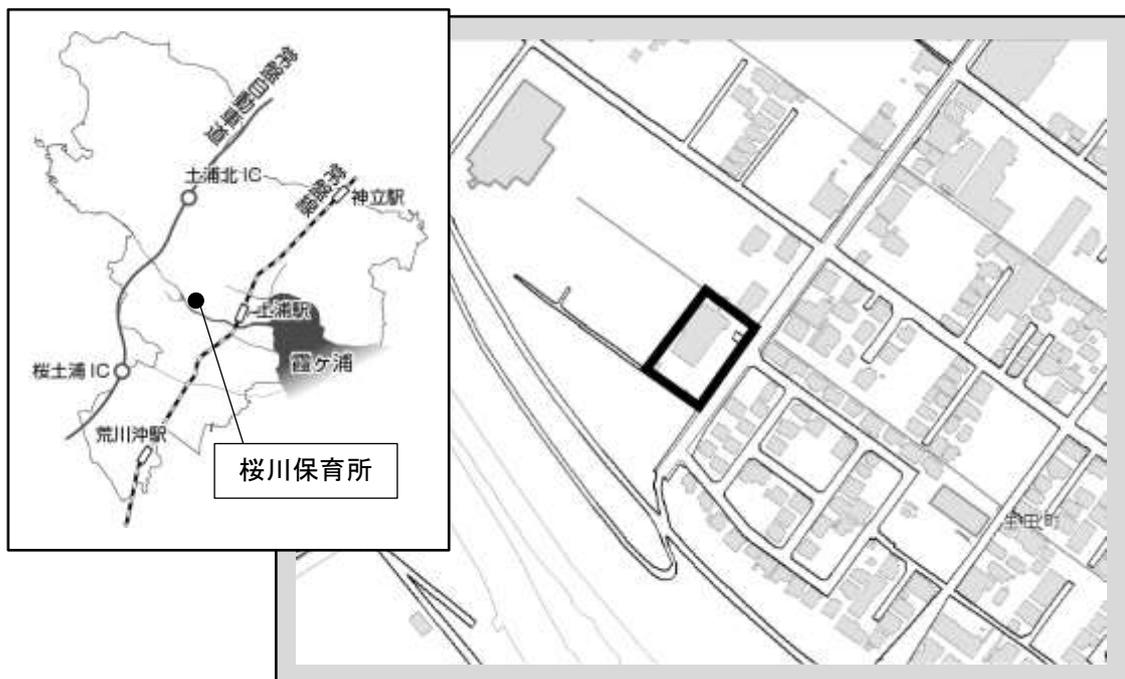
施設・運営状況	
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 60名 ・入所児童数 27名 <li style="margin-left: 20px;">〔 0歳児 4名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 1・2歳児 15名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 3歳児 8名 〕 ・入所率45.0% 
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数44年と最も古い施設である。 ・敷地は市有地だが、駐車場は借地。 ・園庭は545.5㎡、園児1人当たり面積は9.1㎡/人で平均の9.7㎡/人をやや下回る。 ・保育室は4室で、面積201.0㎡、園児1人当たり3.4㎡/人で平均の3.1㎡/人をやや上回る。 ・イベント等の地域交流の場となるホール等の園児1人当たり面積は2.8㎡/人で平均の3.2㎡/人を下回る。 ・遊戯室、準備室等は整備されていない。 ・駐車場は借地で5台分確保されている。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育や加配を必要とする児童の保育等を実施している。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦駅に近い中心市街地に立地し、1km圏縁辺部に私立保育所が立地する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・0～3歳児保育のみとなっている。



施設名称	新川保育所									
住所	城北町18-19				認可年月日		昭和47年4月17日			
建築	建築年	昭和46年		築年数	44	年	耐震補強実施年	平成10年		
	構造	鉄筋コンクリート2階建								
施設規模等	敷地面積	1,162.54	m ²	延床面積	496.90	m ²	野外遊戯場	545.50	m ²	
	定員数	60	名	事務室	41.64	m ²	医務室	1.08	m ²	
	調理室	45.25	m ²	倉庫・準備室等	/		会議室・相談室	/		m ²
	更衣室等	9.99	m ²	遊戯室	/		トイレ	30.00	m ²	
	ホール・その他	167.93	m ²	駐車場	5	台				
	保育室	4	室	201.01m ²						
職員配置	総員	16	名							
	所長	1	名	調理員	1	名				名
	保育士	7	名	管理員	1	名				名
	非常勤保育士	5	名	看護師	1	名				名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績				
	60	0歳児	4	名	障害児保育(児童数)	1	人			
		1歳児	7	名		延長保育(年間実利用児童数)	7	人		
		2歳児	8	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	/			
		3歳児	8	名		相談事業(年間実利用回数)	7	回		
		4歳児	/			地域交流事業(年間実利用回数)	/			
		5歳児	/							
		合計	27	名		地域子育て支援拠点事業	/			

(9) 桜川保育所

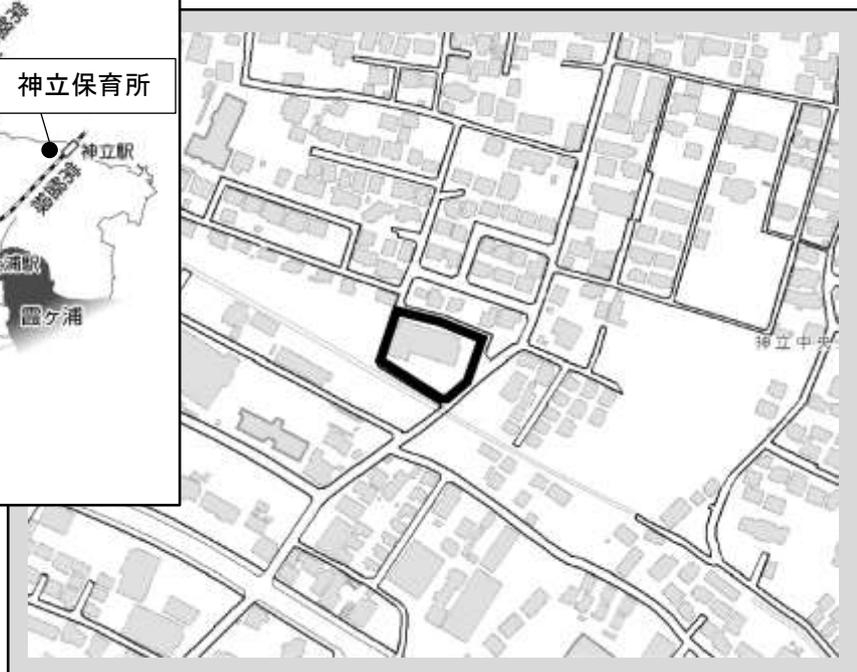
施設・運営状況							
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 90名 ・入所児童数 77名 <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>55名</td> </tr> </table> ・入所率85.6% 	0歳児	—	1・2歳児	22名	3～5歳児	55名
0歳児	—						
1・2歳児	22名						
3～5歳児	55名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数37年と平均36年と同等。 ・敷地は市有地、駐車場は借地。 ・園庭は637.4㎡、園児1人当たり面積は7.1㎡/人で平均の9.7㎡/人を下回る。 ・保育室は6室で、面積216.4㎡、園児1人当たり2.4㎡/人で平均の3.1㎡/人を下回る。 ・イベント等の地域交流の場となるホール等の園児1人当たり面積は3.7㎡/人で平均の3.2㎡/人を上回る。 ・駐車場は借地で近隣に3台分確保されている。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育、一時預かり事業を実施している。 ・地域交流事業は年間17回開催されている。 ・市立保育所で唯一地域子育て支援センターを開設している。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・1km圏内に私立保育所は立地しない。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量が多いため、保護者の送迎時はシルバー人材センターに依頼して交通整理を行っている。 						



施設名称	桜川保育所								
住所	田中3-4-5			認可年月日		昭和50年4月1日			
建築	建築年	昭和53年	築年数	37	年	耐震補強実施年	平成21年		
	構造	鉄筋コンクリート2階建							
施設規模等	敷地面積	1,977.29	m ²	延床面積	675.47	m ²	野外遊戯場	637.37	m ²
	定員数	90	名	事務室	33.80	m ²	医務室	0.96	m ²
	調理室	38.81	m ²	倉庫・準備室等		m ²	会議室・相談室		m ²
	更衣室等	20.25	m ²	遊戯室	112.70	m ²	トイレ	28.30	m ²
	ホール・その他	224.30	m ²	駐車場	3	台			
	保育室	6	室	216.35m ²					
職員配置	総員	14	名						
	所長	1	名	調理員	1	名			名
	保育士	6	名	管理員	委託	名			名
	非常勤保育士	6	名	看護師		名			名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績			
	90	0歳児			名	障害児保育(児童数)			人
		1歳児		12	名	延長保育(年間実利用児童数)	23	人	
		2歳児		10	名	一時預かり事業(年間延べ児童数)	637	人	
		3歳児		15	名	相談事業(年間実利用回数)		回	
		4歳児		21	名	地域交流事業(年間実利用回数)	17	回	
		5歳児		19	名				
		合計		77	名	地域子育て支援拠点事業		実施	

(10) 神立保育所

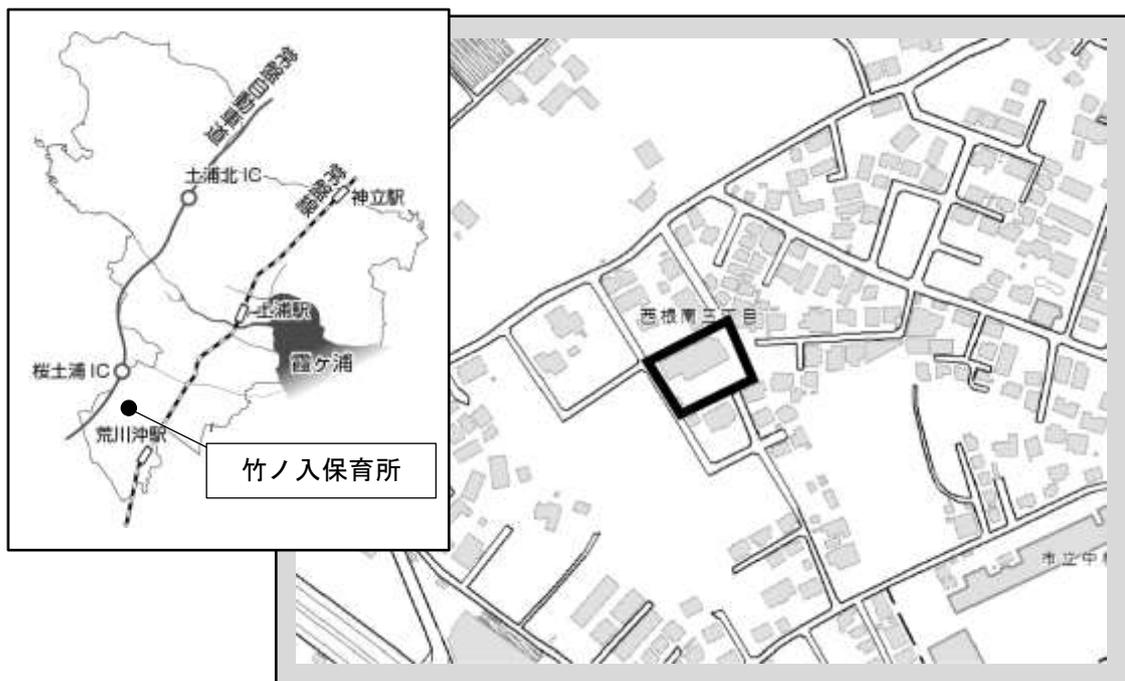
施設・運営状況							
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 定員数 120名 入所児童数 80名 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>21名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>56名</td> </tr> </table> 入所率66.7% 	0歳児	3名	1・2歳児	21名	3～5歳児	56名
0歳児	3名						
1・2歳児	21名						
3～5歳児	56名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> 築年数38年と平均36年よりやや古い。 敷地は市有地だが、駐車場及び園路として整備された人道橋用地は借地。 園庭は793.0㎡、園児1人当たり面積は6.6㎡/人で平均の9.7㎡/人を下回る。 保育室は7室で、面積379.2㎡、園児1人当たり3.2㎡/人で平均の3.1㎡/人とほぼ同等。 イベント等の地域交流の場となるホール等の園児1人当たり面積は3.2㎡/人で、平均の3.2㎡/人と同等。 駐車場は借地で7台分確保されている。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児保育や加配を必要とする児童の保育、一時預かり事業を実施している。 地域交流事業は年間7回開催されている。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 神立駅に近く、1km圏内に私立保育所が立地する。 						
その他	なし						



施設名称	神立保育所									
住所	神立中央3-8-22					認可年月日		昭和53年3月31日		
建築	建築年	昭和52年	築年数	38	年	耐震補強実施年	平成21年			
	構造	鉄筋コンクリート2階建								
施設規模等	敷地面積	1,960.00	m ²	延床面積	903.61	m ²	野外遊戯場	793.00	m ²	
	定員数	120	名	事務室	47.85	m ²	医務室	0.95	m ²	
	調理室	39.48	m ²	倉庫・準備室等	42.60	m ²	会議室・相談室	/		
	更衣室等	15.00	m ²	遊戯室	137.45	m ²	トイレ	42.58	m ²	
	ホール・その他	198.48	m ²	駐車場	7	台				
	保育室	7	室	379.22m ²						
職員配置	総員	20	名							
	所長	1	名	調理員	2	名			名	
	保育士	7	名	管理員	1	名			名	
	非常勤保育士	9	名	看護師	/				名	
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）					※下記は平成26年度実績			
	120	0歳児	3	名		障害児保育(児童数)	3	人		
		1歳児	7	名		延長保育(年間実利用児童数)	16	人		
		2歳児	14	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	256	人		
		3歳児	19	名		相談事業(年間実利用回数)	/			
		4歳児	15	名		地域交流事業(年間実利用回数)	7	回		
		5歳児	22	名						
		合計	80	名		地域子育て支援拠点事業	/			

(11) 竹ノ入保育所

施設・運営状況							
利用状況 (H27年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 定員数 60名 入所児童数 57名 <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>41名</td> </tr> </table> 入所率95.0% 	0歳児	—	1・2歳児	16名	3～5歳児	41名
0歳児	—						
1・2歳児	16名						
3～5歳児	41名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> 築年数36年と平均36年と同等。 敷地、駐車場とも市有地。 園庭は881.0㎡、園児1人当たり面積は14.7㎡/人で平均の9.7㎡/人を大きく上回る。 保育室は5室で、面積242.6㎡、園児1人当たり4.0㎡/人で平均の3.1㎡/人を上回る。 イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等は整備されていない。準備室の園児1人当たり面積は1.6㎡/人で平均の3.2㎡/人を下回る。 駐車場は5台分確保されているが進入路が狭隘のため、保護者の送迎時には保育士が交通整理を行っている。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> 加配を必要とする児童の保育等を実施している。 地域交流事業は年間7回開催されている。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> 1 km圏内に私立保育所は立地しない。 						
その他	なし						



施設名称	竹ノ入保育所									
住所	西根南3-4-46				認可年月日		昭和54年4月1日			
建築	建築年	昭和54年		築年数	36	年	耐震補強実施年	平成24年		
	構造	鉄筋コンクリート1階建								
施設規模等	敷地面積	2,268.00	m ²	延床面積	429.56	m ²	野外遊戯場	881.00	m ²	
	定員数	60	名	事務室	27.50	m ²	医務室	4.50	m ²	
	調理室	32.50	m ²	倉庫・準備室等	95.80	m ²	会議室・相談室		m ²	
	更衣室等		m ²	遊戯室		m ²	トイレ	26.70	m ²	
	ホール・その他		m ²	駐車場	5	台	調理員休憩室		m ²	
	保育室	5	室	242.56m ²						
職員配置	総員	17	名							
	所長	1	名	調理員	1	名				名
	保育士	7	名	管理員	1	名				名
	非常勤保育士	7	名	看護師		名				名
保育内容	定員数	入所児童数（平成27年4月1日現在）				※下記は平成26年度実績				
	60	0歳児		名	障害児保育(児童数)		2	人		
		1歳児	6	名		延長保育(年間実利用児童数)	25	人		
		2歳児	10	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)		人		
		3歳児	11	名		相談事業(年間実利用回数)		回		
		4歳児	16	名		地域交流事業(年間実利用回数)	7	回		
		5歳児	14	名						
		合計	57	名		地域子育て支援拠点事業				

図表3.2 保育施設の所在地と定員等

平成27年10月1日現在

番号	種別	保育所名	所在地	電話番号	定員	年齢	開所時間 (延長保育等含む)
1	公立保育所	新生保育所	中村南1-24-1	841-0575	90	産休明け～5歳	7:30～19:00
2		荒川沖保育所	荒川沖西2-10-11	841-0037	90	1歳～5歳	7:30～19:00
3		霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町13-20	821-1890	90	1歳～5歳	7:30～19:00
4		東崎保育所	東崎町4-7	821-2807	120	1歳～5歳	7:30～19:00
5		東崎保育所駅前分園	大和町9-2 552 8階	826-3515	10	1歳～3歳	7:30～20:00
6		都和保育所	並木2-8-4	822-8053	120	産休明け～5歳	7:30～19:00
7		天川保育所	天川1-24-1	822-6172	60	1歳～5歳	7:30～19:00
8		新川保育所	城北町18-19	822-8896	60	産休明け～3歳	7:30～19:00
9		桜川保育所	田中3-4-5	821-9136	90	1歳～5歳	7:30～19:00
10		神立保育所	神立中央3-8-22	831-8464	120	産休明け～5歳	7:30～19:00
11		竹ノ入保育所	西根南3-4-46	842-6253	60	1歳～5歳	7:30～19:00
12	私立保育所	土浦愛隣会保育所	右靱1681	841-0463	130	産休明け～5歳	7:00～20:00
13		めぐみ保育園	烏山5-2263-8	841-2838	90	産休明け～5歳	7:00～19:00
14		白鳥保育園	白鳥町1096-4	831-2590	120	産休明け～5歳	7:00～20:00
15		エンゼル・ゆめ保育園	真鍋2-10-23	822-1863	90	産休明け～5歳	7:30～19:30
16		つくば国際保育園	東崎町12-21	823-7404	100	産休明け～5歳	7:30～20:00
17		中央保育園	神立中央1-10-21	830-1284	70	産休明け～5歳	7:30～20:00
18		高岡保育園	高岡2303-4	862-4666	70	産休明け～5歳	7:30～19:00
19		藤沢保育園	藤沢1746	862-2600	70	産休明け～5歳	7:30～19:00
20		白帆保育園	蓮河原新町8-30	823-3070	110	産休明け～5歳	7:30～20:00
21		あおぞら保育園	上高津1800-1	869-7490	80	産休明け～5歳	7:00～20:00
22		愛(かな)保育園	中村南1-14-11	843-6877	30	産休明け～2歳	7:00～19:00
23		童話館保育園	東真鍋町9-28	824-1323	70	産休明け～5歳	7:00～20:00
24	私立(認定こども園 (幼保連携型))	もみじこども園	下高津2-10-22	821-1645	60	産休明け～5歳	7:30～19:00
25		もみじ第二こども園	若松町1-73	822-5987	60	産休明け～5歳	7:30～19:00
26		まなべすみれ幼稚園	東真鍋町22-11	824-3522	39	産休明け～5歳	7:30～19:00
27	エンゼルホーツ幼稚園	烏山5-2039	897-3331	70	産休明け～5歳	7:30～19:30	
28	私立(認定こども園 (幼稚園型))	土浦聖母幼稚園	大町9-6	823-1460	10	3歳～5歳	8:00～18:00
29		中央幼稚園	神立中央2-1-18	831-2103	65	1歳～5歳	7:30～18:30
30		土浦みどり幼稚園	並木4-1-36	822-7090	25	3歳～5歳	8:00～18:00
31		あおば台幼稚園	右靱2755	842-6311	10	3歳～5歳	8:00～18:00
32		ひたち学院幼稚園	乙戸1029-1	842-7107	30	3歳～5歳	7:30～18:30
33	私立地域型 保育事業	キッズマアム	板谷7-626-11	830-2206	12	産休明け～2歳	8:00～19:00
34		どんぐり保育園	神立中央5-4555-1	832-5415	12	産休明け～2歳	7:30～18:30
35		キッズランドなないろ	川口1-5-7 かねきビル1F	875-3651	6	産休明け～2歳	7:00～18:00
36		託児園キッズルームやまもと	西根南2-1-29	842-5732	12	産休明け～2歳	7:30～19:30

※ 産休明け…生後満2か月以降

第4章

民間活力導入の 基本的な考え方等

第4章 民間活力導入の基本的な考え方等

1 民間活力導入の意義

平成14年3月29日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」においては、福祉・保育等の分野における様々な改革の方向性が示されています。

「公立保育所に関しては、社会福祉法人等が運営する認可保育所に比べ、運営コストがかかるだけでなく、利用者へのニーズへ迅速かつ的確に対応できていない。このため、限られた財源を有効に活用し、かつ社会のニーズに応じた保育を実践するという観点から、公立保育所の運営については社会福祉法人やNPO、民間企業等へ民間委託することも有効な処方箋である。」とされています。

また、市内保育（幼児教育）運営団体への調査結果からは、「公益性」「事業意欲」「多くの法人が関心を示す背景から競争原理と公平公正な選考ができる可能性」を踏まえた上での民間活力導入に賛同を得ています。一方、保育所利用者アンケート結果をみると、保育所を選んだ理由に「公立だから」「私立だから」を挙げた方が少ないことから、事業体を保育所選択の理由とする視点は極めて少数派でした。

以上のように、公立保育所の運営に民間活力を導入することは、今後の効率的な保育所運営の面で非常に有効であるとともに、利用者が導入を受け入れる体制準備も整っていると思われることから円滑な移行に加え、2015つちうらこどもプランで掲げた目標の実現に向けた保育サービスの拡充が期待できます。

2 民間活力導入の手法

公立保育所に民間活力を導入する方法には、保育所の設置及び運営主体を民間に移行する「民設民営」方式と、運営主体のみを民間に移管する「公設民営」方式が考えられます。

「民設民営」方式は、民間のノウハウにより運営コストの低下や市財政の負担軽減等の大きなメリットがあります。

一方、「公設民営」方式は、基本的には施設の管理・運営のみを民間に委託する手法であり、「公立」のまま、民間のノウハウ等を活用できるメリットがあるものの、増改築や修繕に要する経費は市が負担することとなります。また、一定期間で運営主体が変更となる可能性があり、保育士がその度に入れ替わる等の不安定な要素も残り、保育の継続性に支障をきたす恐れもあります。管理・運営権限を委任する「指定管理者制度」もありますが、施設の設置者が「公」であることから、施設運営の面で国・県からの財政支援に制限があるというデメリットもあります。

そのため、本市における民間活力導入の手法は、保育の質を担保するという前提のもと、移管後は運営主体の変更がなく、安定的な保育サービスの提供が可能な「民設民営」方式が望ましいと考えます。

(1) 既存施設を民間に移管する場合

保育所用地は、原則有償譲渡としますが、状況によっては有償貸与とします。

建物は、原則有償譲渡としますが、老朽化している保育施設もあり、施設の維持管理に努めるとともに修繕等による施設整備を移管先に求められることから、その費用を勘案し、状況によってその都度検討します。

備品及び物品については、無償譲渡とします。

(2) 建替え・近傍地に建設する場合

移管に合わせて事業者が建設します。（設置主体が社会福祉法人で施設の建設や大規模修繕をする場合は、国と市からの補助制度を活用できる場合があります。）

備品及び物品については、無償譲渡とします。

① 同一敷地内に新施設を建替える場合

保育所用地は、原則有償譲渡としますが、状況によっては有償貸与とします。

同一敷地内において建替えを行う際は、入所児童の運動スペースとしての園庭が確保されるとともに、安全の確保が必要となります。敷地内において園庭や安全を確保することが十分でない場合、原則として事業者が園庭となり得る用地を近傍地に確保することとします。

② 近傍地に建設する場合

近傍地に新施設を建設する場合、移管に合わせて事業者が建設します。

また、近傍地の民間既存施設を利用する場合においても、移管に合わせて事業者が施設を確保します。

3 民間活力を導入する際の条件

民間活力を導入する際の条件としては、以下の11項目を満たす事業者が移管先法人の候補者となり、事業者選定の手法である企画提案型(プロポーザル)の公募形式とします。

① 運営全般

条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 移管先自ら保育所を運営すること。 ▶ 関係法令を遵守し、市の指導に従うこと。 ▶ 移管を受けた土地・建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。 ▶ 移管決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いに応じ、地域と一体となった運営に努めること。 ▶ 開所時間は、午前7時からの12時間以上(延長保育を含む)とすること。なお、開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く月曜日から土曜日とすること。ただし、上記を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。 ▶ 民間活力導入前の定員を変更するときは、市と協議を行うこと。 ▶ 原則として0歳児(生後8週目以降)から5歳児までを受け入れること。 ▶ 移管した保育所の運営は、これまで本市が行ってきた通常保育・特別保育等を維持しながら、私立保育所の持つ柔軟性や効率性を活かした運営を進めること。
----	--

② 施設・備品

条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 土地は、原則有償譲渡とするが、状況によっては有償貸与とする。また、移転を伴う場合は事業者が保育所用地を用意する。 ▶ 建物は、原則有償譲渡する。また、建替え・移転等を伴う場合は移管に合わせて事業者が建設することとする。 ▶ 保育用備品等は、原則無償譲渡する。 ▶ 建物の修繕等が必要な場合及び乳児保育に必要な設備等については、事業者が必要に応じて施設整備を行うものとし、その経費については、原則として、国等の補助制度の活用を図るものとする。
----	---

③ 職員配置

条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育にあたる職員は、保育士資格を有する者であること。 ▶ 保育士の人数については、国の基準に定める配置基準以上とすること。 ▶ 移管された保育所の所長及び主任保育士は、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、当該保育所の専任職員とすること。 ▶ 引継ぎ保育については、市と保護者との三者懇談会の内容を踏まえ、適切な期間と職員の配置を定め実施すること。
----	---

④ 保育

条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市が要請する特別保育事業（乳児保育・延長保育等）に積極的に取り組み、保育内容の向上に努めること。 ▶ 市の子育て支援施策を理解し、積極的に協力すること。 ▶ 集団保育が可能な加配の必要がある児童を原則として受け入れること。
----	---

⑤ 地域支援事業

条件	▶ 園庭開放や育児相談等の従前の地域子育て支援事業を行うこと。また、その際には保護者の意向に十分配慮した運用に努めること。
----	---

⑥ 給食

条件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食物アレルギーへの対応等個別事情に配慮すること。 ▶ 食育の充実に努めること。
----	--

⑦ 健康診断

条件	▶ 関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。
----	----------------------------------

⑧ 費用の徴収

条件	▶ 民間活力導入前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。
----	---

⑨ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

条件	▶ 入所児童の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。
----	--



⑩ 保護者との懇談、苦情解決等

条 件	▶保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。
	▶苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備すること。
	▶日々の保育内容を保護者へ積極的に開示すること。

⑪ 臨時職員の継続雇用について

条 件	▶移管前に当該保育所に雇用されていた非常勤保育士等が移管後も就労を希望する場合は、引き続きの雇用を検討すること。
--------	--

第5章

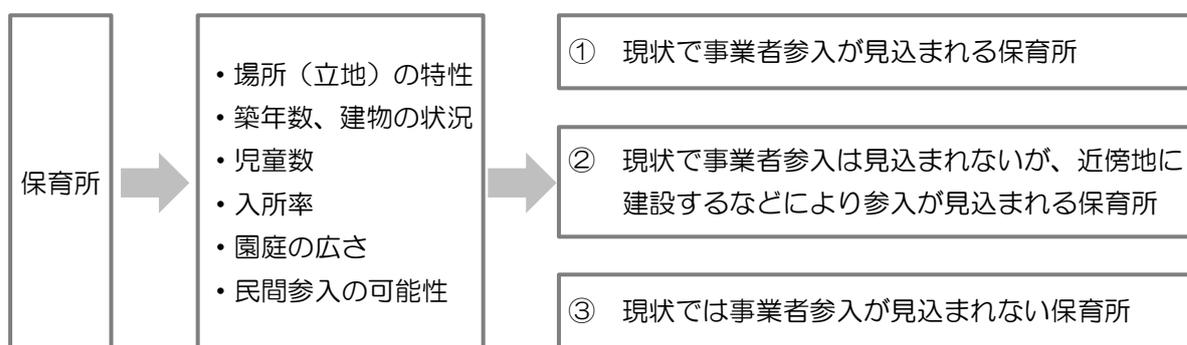
民間活力導入の 具体的な内容

第5章 民間活力導入の具体的な内容

1 対象保育所の選定方法と移管時期

(1) 対象保育所の選定方法

対象保育所の選定を確実かつ計画的に実施していくために、場所（立地）の特性など、各施設の設備・運営状況を確認し、以下のとおり事業者参入の視点からグループ分けをして①と②を対象保育所とします。



(2) 移管時期

全10所の保育所のうち事業者の参入が見込まれる6所について、前期計画（平成28～32年度）の対象保育所とします。

なお、ほか4所の保育所については、前期計画の進捗状況・今後の社会経済情勢や保育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえて後期計画策定時に検討することとします。

【前期計画】（平成28～32年度）：6所

①新生保育所

②東崎保育所

③都和保育所

④新川保育所

⑤桜川保育所

⑥竹ノ入保育所

2 移管先の運営主体

これまで、地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた認可保育所の運営は、現在の国の規制緩和により、株式会社、学校法人、特定非営利活動法人（NPO）等にも参入が認められているため、運営主体に制限は設けないこととします。

なお、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があります。

運営主体（候補）		設立の公私区分	営利目的の有無	課税
地方公共団体	地方自治法で定められた法人で、普通地方公共団体（都道府県・市町村）と特別地方公共団体（特別区等）がある	公	無	—



運営主体（候補）		設立の公私区分	営利目的の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	民（公益法人）	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き民（公益法人）	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
株式会社	細分化された社員権（株式）を有する株主から有限責任の下に資金を調達して株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する、法人格を有する企業形態	民	有	課税 法人税 法人住民税 法人事業税 消費税
特定非営利活動法人（NPO）	特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立される法人	民	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

3 移管先法人（事業者）の選定と移管の進め方

（1）民間活力を導入する保育所の公表

民間活力の導入が決定した公立保育所については保護者への十分な説明が必要であることから、保護者説明会を開催し、選定理由などについて説明を行うなど、保護者の理解が得られるまでの期間として1年程度を確保します。

(2) 保護者説明会の開催

保護者説明会は、現在入所中の保護者や翌年度入所希望の保護者を対象に事業者の公募から移管までの期間中原則3回開催し、保護者に対し十分な情報提供に努めます。

また、保護者の意見や要望が反映できるよう、移管準備の進行にあわせ適宜情報提供を行います。

説明会の回数	説明会の議題等
第1回保護者説明会	<ul style="list-style-type: none"> ▶本市の保育施策の現状や民間活力導入の考え方、当該保育所の選定理由などについて説明します。 ▶移管先法人の選定方法や選定にかかるスケジュール等について説明します。
第2回保護者説明会	<ul style="list-style-type: none"> ▶移管先法人の紹介をするとともに、選定経過等について報告します。
第3回保護者説明会	<ul style="list-style-type: none"> ▶引継ぎの具体的な内容や移管後のスケジュール等について説明します。 ▶移管後に当該保育所に勤務予定の移管先法人の職員を紹介します。

(3) 移管先法人（事業者）の選定

移管先を決める際には、保育所運営の性格上、保護者の信頼の下で安定的・長期的な運営のほか、保育サービスの維持向上と市の子育て支援施策との連携を目指す必要がありますので、公益性があり持続性の高い法人が望ましいと考えます。移管先の募集方法については、公募を基本とし、企画提案型（プロポーザル）により選定します。

また、学識経験者や保育関係者等で構成する選定委員会を設置し、移管先を審査決定します。

① 選定委員会の設置

選定にあたっては、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、保育所関係者等からなる選定委員会を組織します。

選定委員会においては、書類審査、実地調査、面接等に基づき、移管先候補者を選定の上、本市に報告します。本市では、その報告に基づき移管先法人を決定します。

② 移管先法人（事業者）の募集

移管先法人（事業者）の募集は、公募により行います。

③ 移管先法人（事業者）の選定手順

移管先法人（事業者）の選定は、以下の手順により実施します。

会議の回数	選定会議の議題等
第1回選定会議	▶ 応募書類による選考を行います。
第2回選定会議	▶ 選定会議委員により企画提案の選考を行います。 ▶ 実地調査や選考結果をもとに、移管先候補者を選定し、本市へ報告します。
移管先法人の決定	▶ 選定会議の報告を受け、本市として移管先法人を決定します。

※実地調査は必要に応じて実施します。

（4）三者懇談会の実施

保護者の意見や要望が十分に反映されるよう、速やかに保護者・移管先法人・市による三者懇談会を保育所ごとに設け、円滑な移管を目指し十分に協議するとともに、保護者の不安解消と信頼関係の構築を図ります。また、必要に応じ移管後も三者懇談会を実施することとします。

（5）協定の締結

市と選定事業者で協定の締結を行い、その内容は、移管準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割等とします。

（6）保育内容の引継ぎ

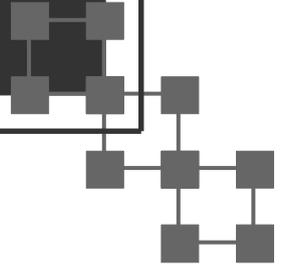
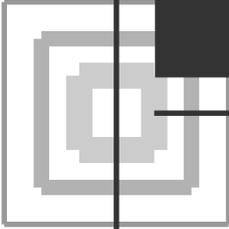
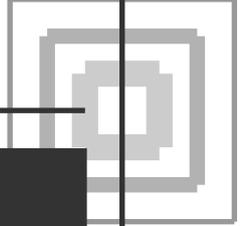
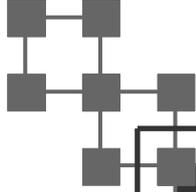
移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、子どもたちと新しい保育士がお互いに早く慣れることができるよう、移管のための準備期間中に市職員と移管先職員が合同で保育にあたる期間を設け、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎ保育を実施することとします。

（7）移管後における市の役割・責任

移管後も私立保育所に対する指導監督等の権限を有するため、必要に応じた助言・指導を行います。

また、保護者・移管先職員・市の三者間での信頼関係が大切なことから、民間移管後も必要に応じて三者懇談会を開催して情報の共有や、より良い保育環境を確保します。

資料編



資料編

1 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会設置要綱

土浦市告示第277号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するために設置する土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育に関する学識経験を有する者
- (2) 市議会文教厚生委員長
- (3) 私立保育所を代表する者
- (4) 私立幼稚園・認定こども園を代表する者
- (5) 土浦市民生委員児童委員協議会連合会を代表する者
- (6) 土浦市地区長連合会を代表する者
- (7) 保健福祉部長
- (8) 教育部長
- (9) 公立保育所を代表する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める委員会の所掌事項が終了する日までとする。

- 2 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2号から第9号までに掲げる者として委嘱又は任命された委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会に置いて実施した調査及び審議の内容、委員会が作成した計画案その他必要な事項を市長に報告する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初の会議)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に行われる会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は第6条第3項の規定にかかわらず、市長が会議の議長となる。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に定める委員会の所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

■委員名簿

(敬称略)

No.	種 別	氏 名	所 属 等
1	1号委員 学識経験を有する者	なかやま ちあき 中山 千章	つくば国際短期大学教授
2	1号委員 学識経験を有する者	みずの ともみ 水野 智美	筑波大学医学医療系准教授
3	2号委員 市議会議員	すずき かずひこ 鈴木 一彦	市議会文教厚生委員長
4	3号委員 私立保育所を代表する者	わたなべ まさとし 渡辺 正俊	土浦地区私立保育協議会
5	4号委員 私立幼稚園・認定こども園を 代表する者	つかはら みなと 塚原 港	土浦地区私立幼稚園協会
6	5号委員 土浦市民生委員児童委員協 議会連合会を代表する者	おの えつこ 小野 悦子	土浦市民生委員児童委員協 議会連合会
7	6号委員 土浦市地区長連合会を代表 する者	もり ひろたか 森 浩孝	土浦市地区長連合会
8	7号委員 保健福祉部長	せお しょういち 瀬尾 洋一	保健福祉部長
9	8号委員 教育部長	ゆはら しょういち 湯原 洋一	教育部長
10	9号委員 公立保育所を代表する者	いのまた ちづこ 猪俣 千鶴子	新川保育所長
11	10号委員 市長が必要と認める者	しょうだ さとこ 正田 聡子	土浦市公立保育所の運営の あり方検討委員会公募委員
12		やまざき あさみ 山崎 麻美	

(注) 委員名簿は、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会設置要綱第3条に基づく順に掲載。

2 策定の経過

年月日	主な内容
平成 27 年 8 月 20 日 (木)	第 1 回 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会 (計画の策定について、土浦市保育所の現状と課題、公立保育所民間活力導入の基本的考え方について)
平成 27 年 11 月 19 日 (木)	第 2 回 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会 (第 1 回策定委員会の概要報告、計画の策定について)
平成 28 年 1 月 28 日 (木)	第 3 回 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会 (計画(案)について、移管先法人の選定と移管の進め方について、パブリックコメントの実施及び今後のスケジュールについて)
平成 28 年 3 月 2 日 (水) ～ 3 月 22 日 (火)	パブリックコメント実施
平成 28 年 3 月 29 日 (火)	第 4 回 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画策定委員会 (パブリックコメントの実施及び結果について)



公立保育所民間活力導入実施計画

発行 平成28年3月
企画・編集 土浦市保健福祉部こども福祉課
住所 〒300-8686
茨城県土浦市大和町9番1号
TEL (029) 826-1111 (代表)

